

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年 6 月21日提出
【計算期間】	第 2 期計算期間 (自 平成22年 3 月26日 至 平成23年 3 月25日)
【ファンド名】	新光金融リカバリー・ファンド
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梶嶋 文雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	大澤 団
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03 - 3277 - 1818
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a . ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信／内外／資産複合／特殊型（条件付運用型）に属し、投資信託証券を主要投資対象として、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

■ 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
		不動産投信	
追加型	内外	その他資産 ()	特殊型 (条件付運用型)
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■ 分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式・債券・不動産投信（リート）・その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

■ 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	特殊型
--------	------	--------	------	-----

株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド	ブル・ベア型
	年 2 回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 4 回	北米	ファンド・オブ・ ファンズ	条件付運用型
	年 6 回 (隔月)	欧州		
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	為替ヘッジ	ロング・ショート型 ?絶対収益追求型
	日々	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (債券 その他債 券、株式 大型 株))	その他 ()	中南米	あり (フルヘッジ)	その他
		アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)	なし	
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

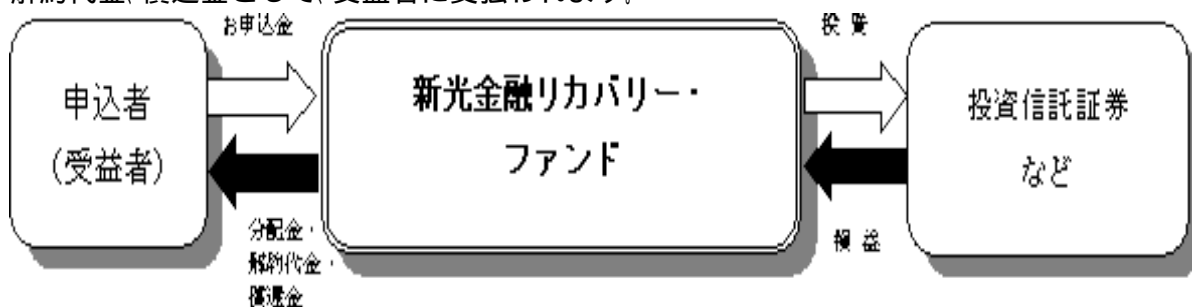
■属性の定義

その他資産 (投資信託証券 (債券 その他債券、株式 大型株))	投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券 その他債券、株式 大型株に投資を行います。
年 1 回	目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (含む日本)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界 (含む日本) の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
あり (フルヘッジ)	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果 (基準価額、償還価額、収益分配金等) や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産 (その他資産 (投資信託証券)) と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産 (資産複合) とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

当ファンドは、投資対象である投資信託証券へ投資を行います。その投資成果は収益分配金、解約代金、償還金として、受益者に支払われます。



b. ファンドの特色

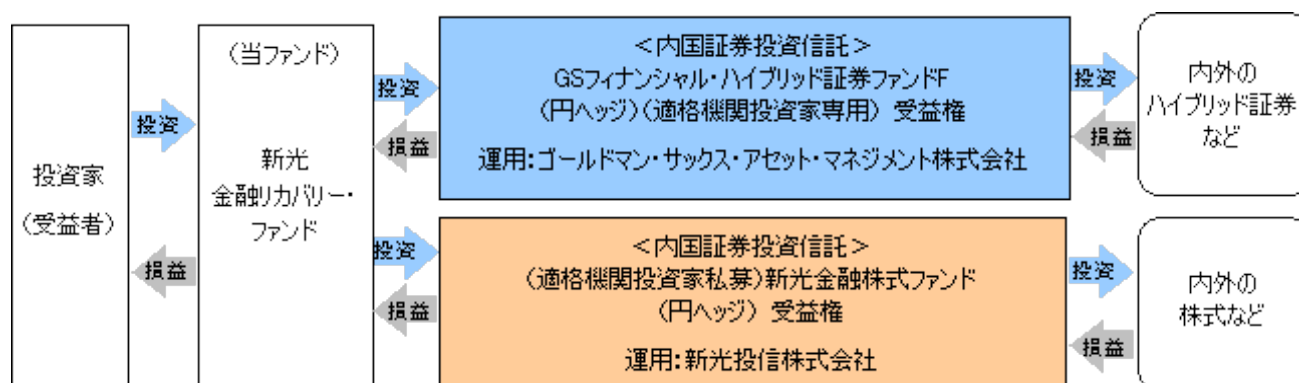
主として、世界主要先進国の金融機関が発行する債券や株式に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

当ファンドは、以下の2つの投資信託証券（ファンド）に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

（投資対象とする投資信託証券の名称）

- ・ハイブリッド証券ファンド・・・「GSフィナンシャル・ハイブリッド証券ファンドF（円ヘッジ）（適格機関投資家専用）」受益権
- ・株式ファンド・・・・・・・・・・・・・「（適格機関投資家私募）新光金融株式ファンド（円ヘッジ）」受益権

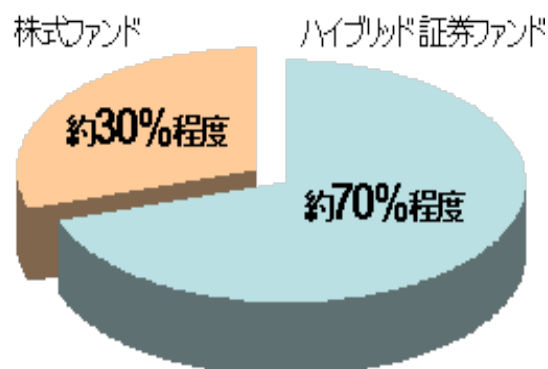
いずれも、実質的な外貨建資産について為替ヘッジを行うことを基本とするファンドです。また、各ファンドともマザーファンドを通じて投資を行います。



◆各投資信託証券の構成比率は、ハイブリッド証券ファンド約70％程度および株式ファンド約30％程度とします。

※各投資信託証券の構成比率が毎月末時点において一定の範囲を超過している場合には、原則として比率の調整を行います。

◆投資信託証券への投資割合は、原則として高位とすることを基本とします。



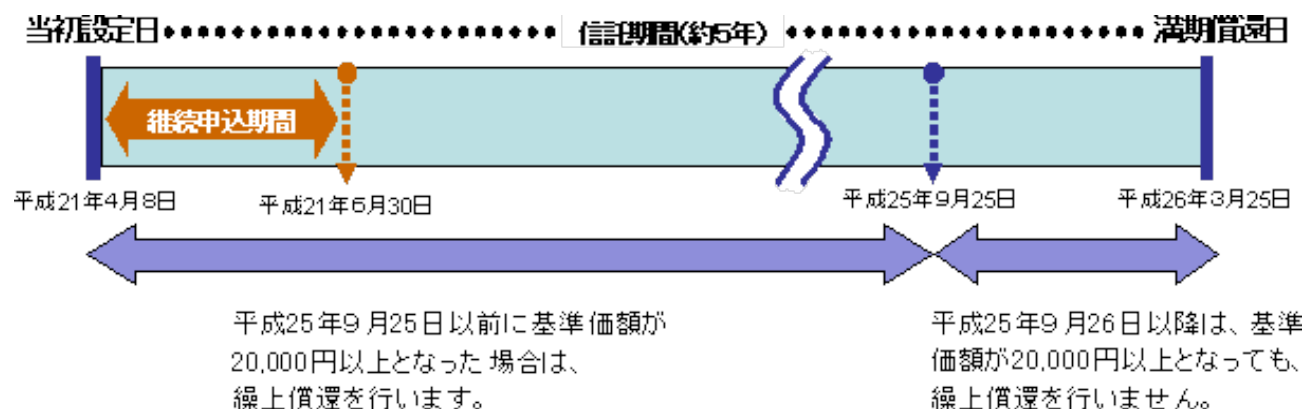
**平成25年9月25日以前に基準価額が20,000円以上となった場合には、組入
有価証券を売却し、できるだけ速やかに繰上償還を行います。**

信託期間は、平成26年3月25日までの約5年間です。

平成21年6月30日までお買い付けいただけます。また、いつでもご換金が可能です。

償還価額が20,000円となることを保証または示唆するものではありません。

また、当ファンドは元本が保証されているものではありません。



- ・組入有価証券売却時の市況動向、信託報酬の控除などにより繰上償還価額が20,000円を下回る場合があります。
- ・繰上償還に向けて組入有価証券の売却開始後に基準価額が20,000円を下回った場合においても、繰上償還に向けた準備を進めます。
- ・基準価額が20,000円以上となった場合には、できるだけ速やかに繰上償還を行う方針ですが、市況動向等によっては償還までに時間を要する場合があります。

当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

ハイブリッド証券ファンドの特徴

投資対象	マザーファンドを通じて、主として世界の金融機関が発行するハイブリッド証券および普通社債に投資します。これら証券への実質投資割合(マザーファンドおよび本ファンドでの現物投資を含みます。)は、原則として高位に保ちます。
投資方針	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、発行体(世界の金融機関)のファンダメンタルズおよび個別銘柄の分析に基づき、各国政府の政策等を加味したアクティブ運用により、インカム(利息および配当)収益の確保ならびに値上がり益の追求を目指します。

主な収益の源泉とリスク要因

◇信用リスクに対しては…

取得時点において、BBB+格(投資適格)相当以上の格付けを有する銘柄を投資対象とします。

※取得後に格付けがBBB+格(投資適格)相当未満に下がる場合がありますが、市場環境や個別銘柄の投資判断に基づき、そのまま保有を継続することがあります。

◇市場金利変動リスクに対しては…

金利先物や債券先物取引等を用いて、市場金利の変動に伴う債券価格の変動に対し、ヘッジ(金利ヘッジ)を行い、市場金利変動リスクを低減することを原則とします。

※本書において債券価格とは、文脈上ハイブリッド証券の価格を含む場合があります。

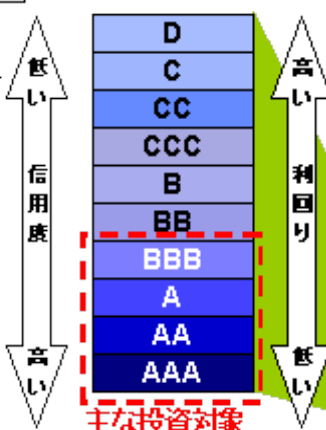
※ハイブリッド証券では、金利変動に対する価格変動を正確に推定することが困難な場合等があり、従って、先物等で金利変動リスクを完全にヘッジできるものではありません。

◇為替変動リスクに対しては…

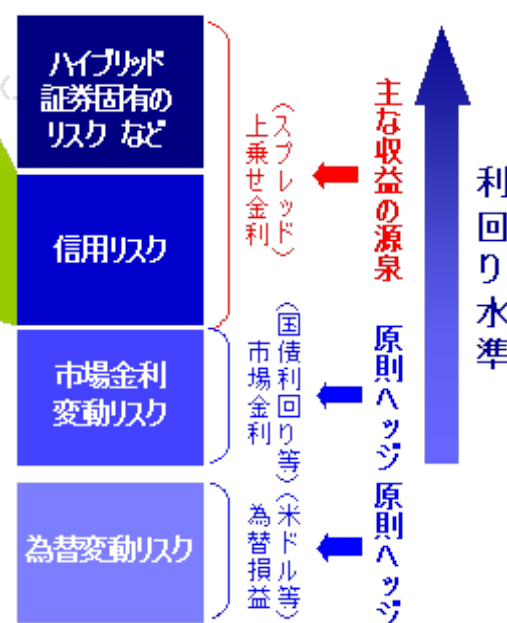
外貨建資産に対しては、為替ヘッジを行うことを原則とします。

※為替ヘッジにより完全に為替変動リスクをヘッジできるものではありません。

なお、右図のスプレッド(上乗せ金利)は市場環境や発行体の信用状況等により変化しますが、一般にスプレッドが縮小した場合には価格上昇要因となり、拡大した場合には価格下落要因となります。



収益の源泉とリスク要因のイメージ



※ハイブリッド証券固有のリスクについては、【投資リスク】をご覧ください。

- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに債券および為替の運用(デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。)の指図に関する権限を委託します。

ゴールドマン・サックス・グループのご紹介

ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、資産運用業務・投資銀行業務・証券売買業務

- ・為替商品取引など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、1988 年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2010 年 12 月末現在、グループ全体で約 7,171 億米ドル(約 58 兆円)の資産を運用しています。

ハイブリッド証券の特徴

□ ハイブリッド証券とは？

- ・劣後債（期限付劣後債、永久劣後債）および優先証券などの総称です。
- ・利息（または配当）が定められており、満期や繰上償還時に額面で償還される等、一般の債券に類似した性質を持っています。
一方、市場環境等により利息（または配当）の支払いや繰上償還が見送られることがあり、発行体にとっては資本性を有するなど、株式に類似した性質も併せ持っています。
- ・法的弁済順位からみると、普通社債と株式の中間に位置する証券です。

法的弁済順位とは、発行体が破綻等となった場合において、債権者等に対する残余財産の弁済順位をいいます。弁済順位の高位の者から、弁済されます。

劣後債および優先証券の特徴

以下は、あくまでも劣後債および優先証券の一般的な特性の一部を記したものであり、全ての証券に当てはまるとは限りません。発行国の制度等により異なる場合があります。

1) 劣後債

劣後債は、破産開始時の法的整理の決定がなされた場合に他の優先する債権が全額支払われない限り元利金支払請求権が発生しないこと（法的弁済順位の劣後）、償還期限が少なくとも一般的に 5 年以上の期限を有する（期限付劣後債）もしくは期限がない（永久劣後債）など長い償還期限で発行されていることなど、株式に類似した性質を有していることが特徴です。

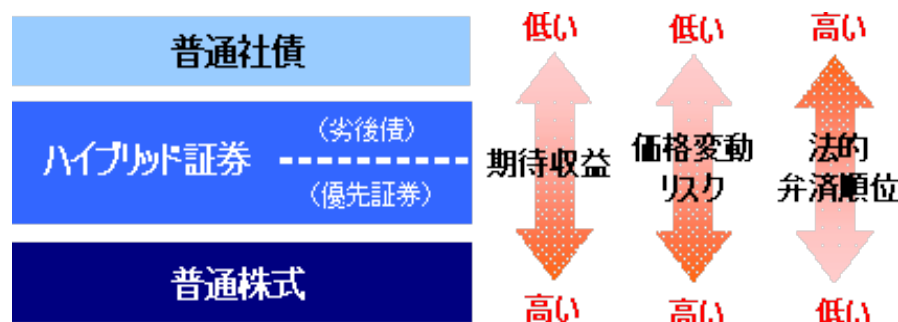
償還期限が長い（もしくは永久である）ことから、正式な期限の前に繰上償還（「コール」と呼ぶことがあります。）ができる条項が付与されているのが一般的です。また、発行体の財務状況等によりクーポン（利息）の支払いを繰延べる条件が付与されている証券もあります。

2) 優先証券

優先証券は、法的弁済順位が普通株式より優先されるものの劣後債より劣っていることから、劣後債と普通株式の中間に位置する証券です。また 償還期限の定めがないことから、劣後債よりも株式に近い性質を有しています。

償還期限の定めがないことから、繰上償還（コール）条項が付与されています。クーポン（利息 / 配当）の支払い繰延べについては、発行体の任意で繰延べることができる証券と、財務状況や収益動向によっては強制的に繰延べとなる証券もあります。

□ ハイブリッド証券のリスク・リターンの位置づけ



上記はハイブリッド証券の特性の一部を単純化して示したものであり、すべてのケースにあてはまるとは限りません。

「ハイブリッド」とは？

ハイブリッド(hybrid)とは、異種のものが「混成した」という意味です。

劣後債や優先証券等が、一般の債券に似た性質を有しつつ株式に類似した性質も併せ持っていることから、「ハイブリッド証券」と呼ばれるようになりました。

株式ファンドの特徴

投資方針	マザーファンドを通じて、世界主要先進国の株式に実質的に投資し、MSCIワールド金融セクター大型株指数(除く不動産、円ヘッジベース)の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。 株式の実質投資比率は、原則として高位に保ちます。 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
------	---

MSCIワールド金融セクター大型株指数(除く不動産、円ヘッジベース)

MSCIワールド金融セクター大型株指数(除く不動産、円ヘッジベース)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を含む主要先進国の大型株のうち、金融セクター(銀行、各種金融、保険。ただし、不動産は除く)に属する銘柄で構成され、対円での為替ヘッジが行われています。

MSCIワールド金融セクター大型株指数(除く不動産、円ヘッジベース)に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

また、MSCIワールド金融セクター大型株指数(除く不動産、円ヘッジベース)の英語表記名称は「MSCI World Large Cap Financial Sector ex Real Estate 100% Hedged to JPY」です。

c. 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

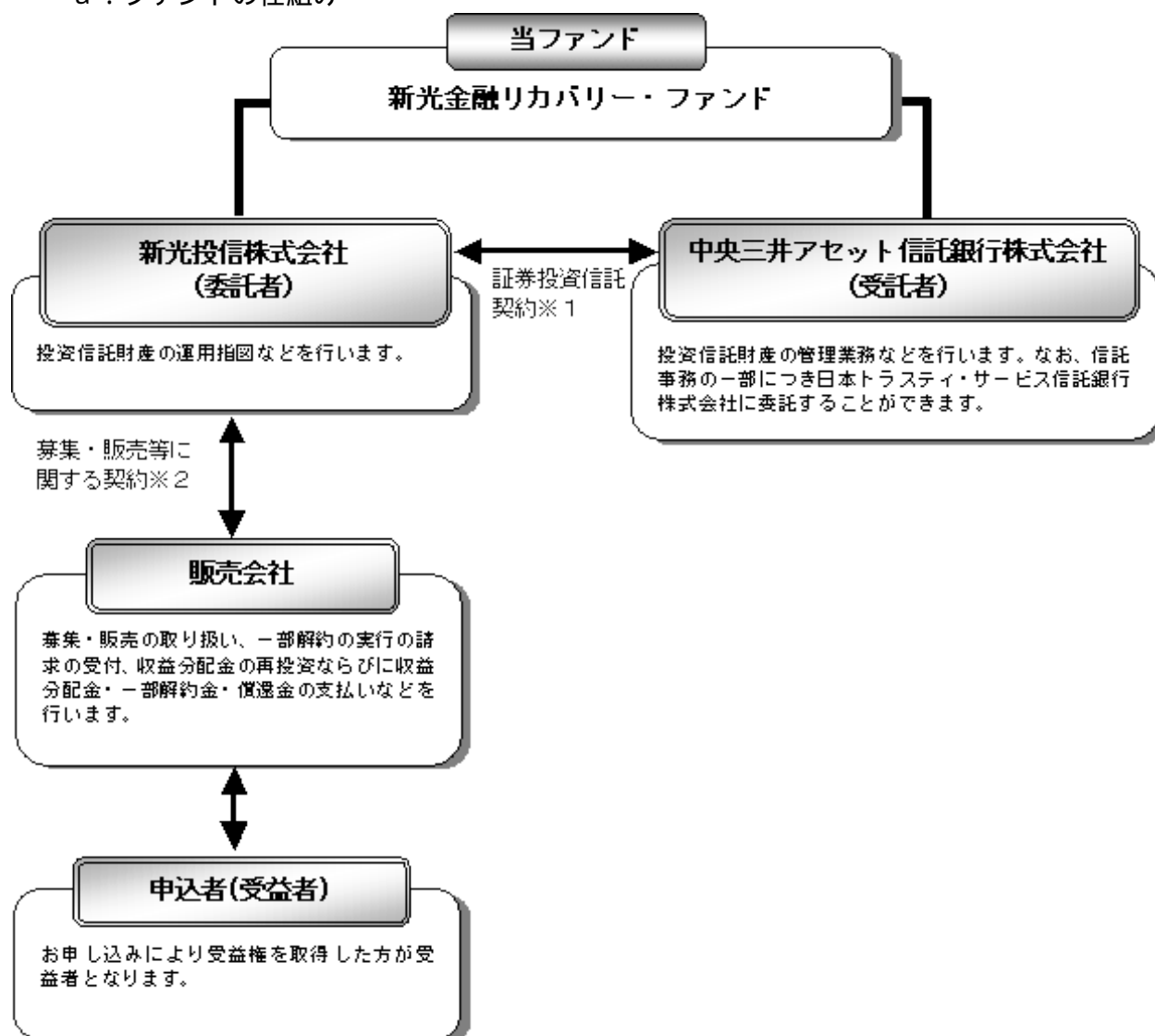
委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成21年 2 月27日	関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成21年 3 月16日	ファンドの募集開始
平成21年 4 月 8 日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ａ．ファンドの仕組み



1 証券投資信託契約

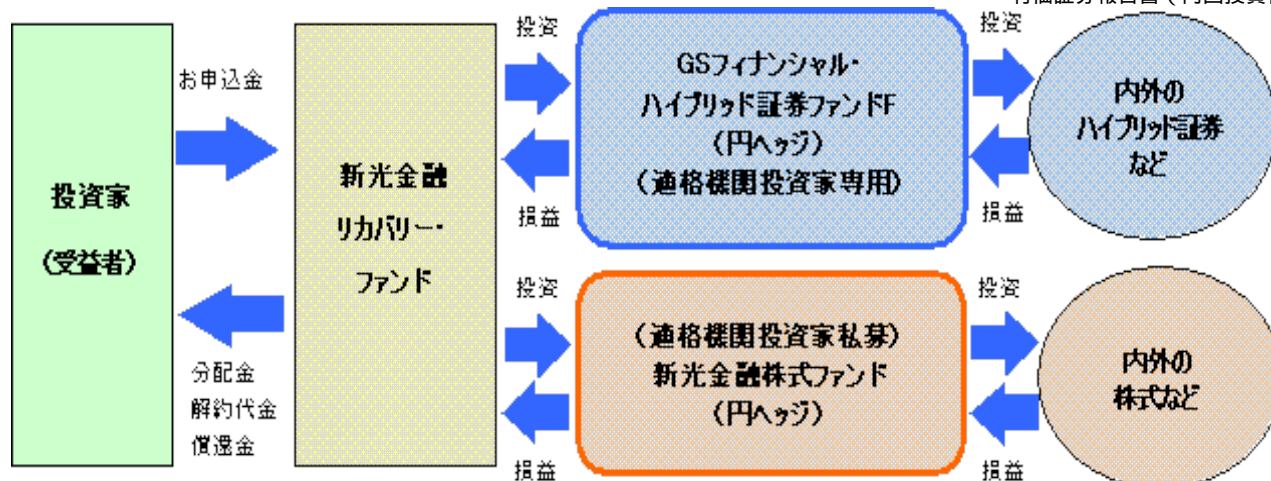
委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

<ファンド・オブ・ファンズ方式の仕組み>

当ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数の投資信託証券を組み合わせ、一つにまとめて運用する仕組みです。



b．委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成23年4月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

(ハ) 大株主の状況

（平成23年4月末現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ証券リサーチ & コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a．基本方針

当ファンドは、投資信託証券を主要投資対象として、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

b．運用の方法

(イ) 主要投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(ロ) 投資態度

投資信託証券を通じて、主として世界主要先進国の金融機関が発行する債券や株式に実

質的に投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資対象とする投資信託証券および構成比率は以下のとおりとします。

内国証券投資信託 GSフィナンシャル・ハイブリッド証券ファンドF（円ヘッジ）（適格機関投資家専用）（以下「ハイブリッド証券ファンド」といいます。）の受益権

・・・ 約70%程度

内国証券投資信託（適格機関投資家私募）新光金融株式ファンド（円ヘッジ）（以下「株式ファンド」といいます。）の受益権

・・・ 約30%程度

なお、上記の各投資信託証券は、いずれも実質的な外貨建資産について当該投資信託において為替ヘッジを行うことを基本とするものです。

投資信託証券への投資割合は、原則として高位とすることを基本とします。

各投資信託証券の構成比率が毎月末時点において一定の範囲を超過している場合には、原則として比率の調整を行います。

平成25年9月25日以前に基準価額が20,000円以上となった場合には、組入有価証券を売却し、できるだけ速やかに繰上償還を行います。

当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

ハイブリッド証券ファンドまたは株式ファンドが償還した場合もしくは約款に規定する事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（八）主な投資制限

投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

（2）【投資対象】

a．投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

b．有価証券および金融商品の指図範囲等

（イ）委託者は、信託金を、主として次の第1号および第2号に掲げる内国証券投資信託の受益権のほか、第3号から第7号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．内国証券投資信託 GSフィナンシャル・ハイブリッド証券ファンドF（円ヘッジ）（適格機関投資家専用）（以下「ハイブリッド証券ファンド」といいます。）の受益権

2．内国証券投資信託（適格機関投資家私募）新光金融株式ファンド（円ヘッジ）（以下「株式ファンド」といいます。）の受益権

3．コマーシャル・ペーパー

- ４．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- ５．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
- ６．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ７．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号および第２号に掲げる証券投資信託の受益権を以下「投資信託証券」といい、第５号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売り戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借り入れ）に限り行うことができます。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

当ファンドが投資する投資信託証券の概要

１．ハイブリッド証券ファンドの概要

ファンド名	GS フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンドF（円ヘッジ）（適格機関投資家専用）
形態	追加型株式投資信託／適格機関投資家専用私募／ファンド・オブ・ファンズ専用

運用方針

<基本方針>

投資信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

<投資対象>

GS フィナンシャル・ハイブリッド証券マザーファンド（円ヘッジ）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

<投資態度>

- ・主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入比率は高位に保ちます（ただし、資金動向などにより、当該受益証券の組入比率を引き下げ場合もあります。）。
 - ・投資信託財産は、マザーファンドを通じて、主として世界の金融機関が発行する劣後債および優先証券などのハイブリッド証券および普通社債に投資します。ハイブリッド証券および普通社債への実質投資割合（マザーファンドおよび本ファンドでの現物投資を含みます。）は、原則として高位に保ちます。なお、金銭債権（バンクローンなど）への投資は行いません。
 - ・発行体のファンダメンタルズおよび個別銘柄の分析に基づき、各国政府の政策などを加味したアクティブ運用により、安定した利子など収益の確保および値上がり益の追求を目指します。
 - ・取得時において、主要格付機関のいずれかによりBBB - 格相当以上の格付けを有する銘柄を投資対象とします。
 - ・外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行うものとします。
 - ・金利リスクに対しては、金利先物取引および債券先物取引などのデリバティブ取引を利用して、金利ヘッジすることを原則とします。
 - ・投資状況に応じ、マザーファンドと同様に債券などへの直接の投資により運用を行うこともあります。
 - ・ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに債券および為替の運用（デリバティブ取引などにかかる運用を含みます。）の指図に関する権限を委託します。
 - ・市況動向や資金動向その他の要因などによっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。
- <マザーファンドの投資態度>
- ・主として世界の金融機関が発行する劣後債および優先証券などのハイブリッド証券および普通社債に投資します。ハイブリッド証券および普通社債への投資割合は、原則として高位に保ちます。なお、金銭債権（バンクローンなど）への投資は行いません。
 - ・発行体のファンダメンタルズおよび個別銘柄の分析に基づき、各国政府の政策などを加味したアクティブ運用により、安定した利子など収益の確保および値上がり益の追求を目指します。
 - ・取得時において、主要格付機関のいずれかによりBBB - 格相当以上の格付けを有する銘柄を投資対象とします。
 - ・外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行うものとします。
 - ・金利リスクに対しては、金利先物取引および債券先物取引などのデリバティブ取引を利用して、金利ヘッジすることを原則とします。
 - ・ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに債券および為替の運用（デリバティブ取引などにかかる運用を含みます。）の指図に関する権限を委託します。
 - ・市況動向や資金動向その他の要因などによっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。

主な投資制限	・株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。 ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一の発行体の発行する債券への実質投資割合の合計は、原則として投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
信託期間	約5年（平成26年3月17日まで） ただし、受益権総口数が30億口を下回った場合等には、信託期間の途中で当該信託を終了することがあります。
決算日	毎年1月27日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	毎計算期末（原則として毎年1月27日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。 ・分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当など収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。 ・分配金額は、委託会社が収益分配方針にしたがって、基準価額水準、市場動向などを勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向などによっては分配を行わないこともあります。 ・収益分配にあてず投資信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.6825%（税込） 内訳 委託会社：年率0.6300%（税込） 販売会社：年率0.0105%（税込） 受託会社：年率0.0420%（税込）
信託設定日	平成21年4月9日
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

< ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の沿革 >

1996年2月ゴールドマン・サックス投信株式会社設立。

2002年4月ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更。

2. 株式ファンドの概要

ファンド名	（適格機関投資家私募）新光金融株式ファンド（円ヘッジ）
形態	追加型株式投資信託 / 適格機関投資家専用私募

運用方針	<基本方針> この投資信託は、MSCIワールド金融セクター大型株指数（除く不動産、円ヘッジベース）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。 <投資対象> 新光金融株式マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象とします。なお、株式などに直接投資する場合があります。 <投資態度> ・主としてマザーファンドに投資し、MSCIワールド金融セクター大型株指数（除く不動産、円ヘッジベース）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。 ・マザーファンドと同様の運用方針に基づき、株式などに直接投資する場合があります。 ・株式の実質組入比率については、原則として高位を保ちます。 ・実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。 ・当ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 <マザーファンドの投資態度> ・主として世界主要先進国の株式に投資し、MSCIワールド金融セクター大型株指数（除く不動産、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。 ・株式の組入比率については、原則として高位を保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ・当ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への実質投資割合には制限を設けません。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
信託期間	約5年（平成26年3月17日まで） ただし、受益権総口数が10億口を下回った場合などには、繰上償還する場合があります。
決算日	毎年2月25日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配方針	毎決算時（原則として毎年2月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。 ・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当など収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。 ・分配金額は、委託者が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 ・留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。
--------	--

信託報酬	純資産総額に対して年率0.3255%（税込） 内訳 委託会社：年率0.2625%（税込） 販売会社：年率0.0105%（税込） 受託会社：年率0.0525%（税込）
信託設定日	平成21年4月9日
委託会社	新光投信株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

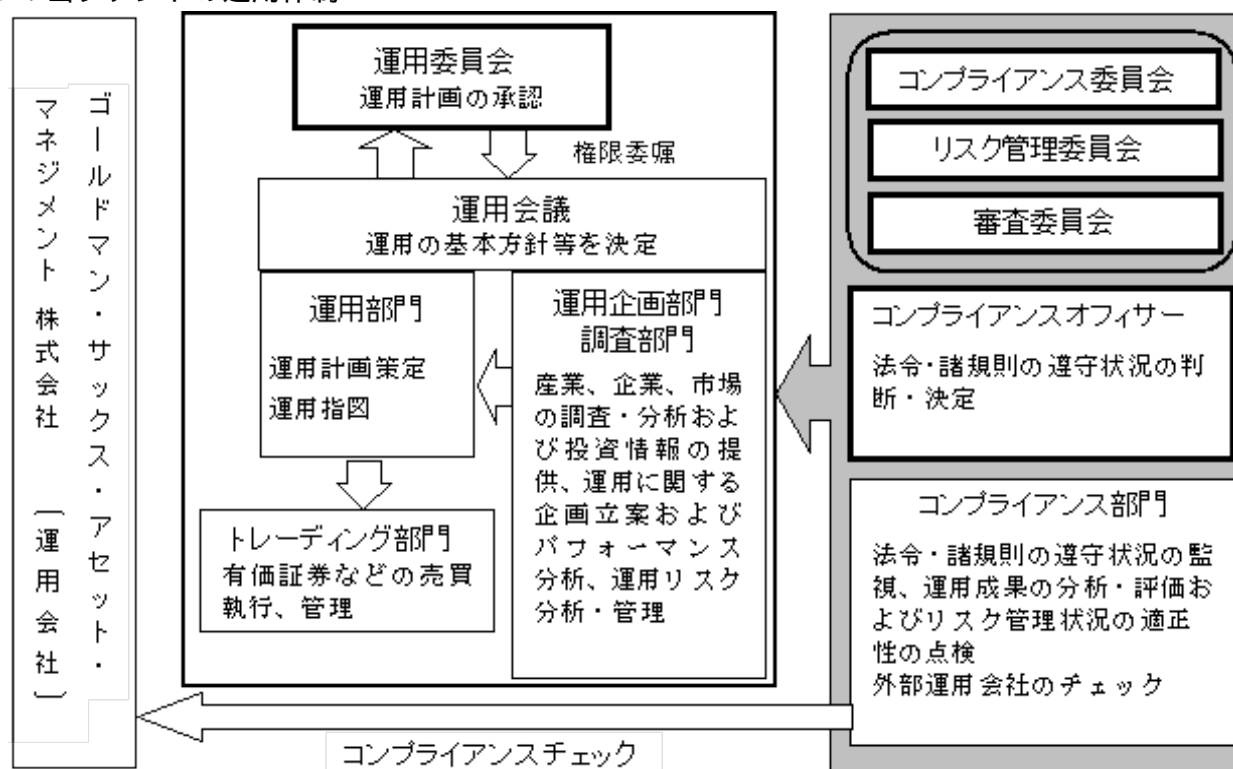
上記の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。

上記の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。

また、各概要は平成23年6月21日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

（３）【運用体制】

ａ．当ファンドの運用体制



上記は平成23年6月21日現在のものであり、今後変更になることがあります。

● PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・コンプライアンス部門（10～15名程度）およびコンプライアンスオフィサー（1名）はこの運用計画に対して、投資行動に関わるコンプライアンスチェックを実施します。
- ・運用計画は最終的に運用委員会において承認されます。

● DO

- ・ファンドマネージャーは運用委員会で承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

● SEE

- ・コンプライアンス部門は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスクなどの管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則の遵守状況、運用リスク管理状況などについて検証・報告を行います。
- ・コンプライアンス部門は、投資信託証券の運用会社に対して、継続的なコンプライアンスチェックを行っております。

< 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力などを総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規などを設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェックなどに関する各々の規程・内規があります。

(4) 【分配方針】

a. 収益分配は年1回、原則として、3月25日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 分配金額は、委託者が基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

b. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d. 「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a. 投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

b．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

c．公社債の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

d．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

e．外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

f．資金の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

g．利害関係人等との取引等

（イ）受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- (ロ) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- (ハ) 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- (ニ) 上記（イ）（ロ）（ハ）の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、国内外のハイブリッド証券、普通社債および株式など値動きのある証券に、投資信託証券を通じて投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。これらの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

a．ハイブリッド証券（劣後債および優先証券など）への投資に伴う固有のリスク

ハイブリッド証券（劣後債および優先証券など）への投資には、普通社債への投資と比較して、次のような固有のリスクがあり、価格変動リスクや信用リスクは相対的に大きいものとなります。

1．劣後リスク（法的弁済順位が劣後するリスク）

一般にハイブリッド証券の法的な弁済順位は株式に優先し、普通社債より劣後します。したがって、発行体が破綻などに陥った場合、他の優先する債権が全額支払われない限り元利金支払請求権は発生しません（法的弁済順位の劣後）。またハイブリッド証券は、一般的に普通社債と比較して低い格付けが格付機関により付与されていますが、その格差が拡大する場合には、ハイブリッド証券の価格が大きく下落する可能性があります。

2．繰上償還延期リスク

一般にハイブリッド証券には、繰上償還（「コール」と呼ぶことがあります。）条項が付与されており、繰上償還日に償還されることを前提として取引されている証券は、市場環境などの要因によって、予定された期日に元本の繰上償還が実施されなかった場合、あるいは繰上償還されないと見込まれる場合には、当該証券の価格が大きく下落する可能性があります。

3．利払い繰延べリスク

ハイブリッド証券には、利息または配当の支払繰延条項を有する証券があります。これらの証券においては、発行体の財務状況や収益動向などの要因によって、利息または配当の支払いが繰延べまたは停止される可能性があります。

b．株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受けて下落するリスクをいいます。当ファンドは、実質的に株式に投資しますので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は

変動します。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c．信用リスク

信用リスクとは、公社債や短期金融商品の信用力の变化や格付けの変更により、債券価格が変動したり、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や元本があらかじめ決められた条件で支払われなくなること（債務不履行）があります。信用力の低下、格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合、通常、債券価格は下落します。

また、当ファンドが実質的に組み入れを行っている株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産などに陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

d．流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドまたは当ファンドが投資する投資信託証券において特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。当ファンドが実質的に投資対象とするハイブリッド証券は、一般に市場における流動性が相対的に低いいため、市況動向などによっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があることから、大きなリスクを伴います。

e．特定の業種への集中投資リスク

当ファンドは、投資信託証券を通じて、金融機関が発行する債券や株式に集中的に投資するため、個別金融機関の財務内容および収益動向などに加えて、金融機関を監督する金融当局の行政方針や金融システムの状況など、金融セクター固有の要因によるリスクが伴います。したがって、幅広い業種に分散投資を行うファンドと比較して基準価額の変動が大きくなる可能性があります。金融機関の財務状況に対する懸念が高まる局面や、予想外の金融行政の変化などが起こった場合には、債券および株式の価格下落に伴い当ファンドの基準価額は大きく下落する可能性があります。また、発行金融機関が経営不安、倒産、国有化などに陥った場合には、実質的に組み入れを行っている債券や株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

f．市場金利変動リスク

市場金利（国債利回りなど）の変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。当ファンドが投資するハイブリッド証券ファンドでは、金利ヘッジすることで市場金利変動リスクの低減を図りますが、これにより完全に市場金利変動リスクをヘッジできるものではありません。また、金利水準の大きな変動は株式市場に影響を及ぼす場合があり、債券市場のほかに株式市場を通じて当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

g．為替変動リスク

為替変動により外貨建資産の円換算価格が変動するリスクをいいます。たとえば、投資対象となる有価証券が現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外国通貨建証券の円換算価格は下落することがあります。その結果、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。なお、当ファンドが組み入れる投資信託証券では原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクを低減する運用を行いますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行うにあたり、当該ヘッジ対象通貨の金利が円金利よりも高い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかります。

h．特定の投資信託証券に投資するリスク

当ファンドが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。

i．基準価額水準に基づく繰上償還リスク

当ファンドは、平成25年9月25日以前に基準価額が20,000円以上となった場合には、組入有価証券の売却を開始し、できるだけ速やかに繰上償還ができるよう準備を進めます。この場合、組入有価証券売却時における市況動向や費用負担などにより、償還時の基準価額が20,000円を下回る可能性があります。また、市況動向などによっては、償還までに時間を要する場合があります。

したがって、当ファンドは20,000円以上で繰上償還すること、または信託終了までの間に基準価額が20,000円以上となることを保証するものではありません。

なお、繰上償還の準備に入った場合には、新聞公告などにより受益者へお知らせします。

j．投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

（イ）当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

（ロ）法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

（ハ）投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

（ニ）短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

（ホ）証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

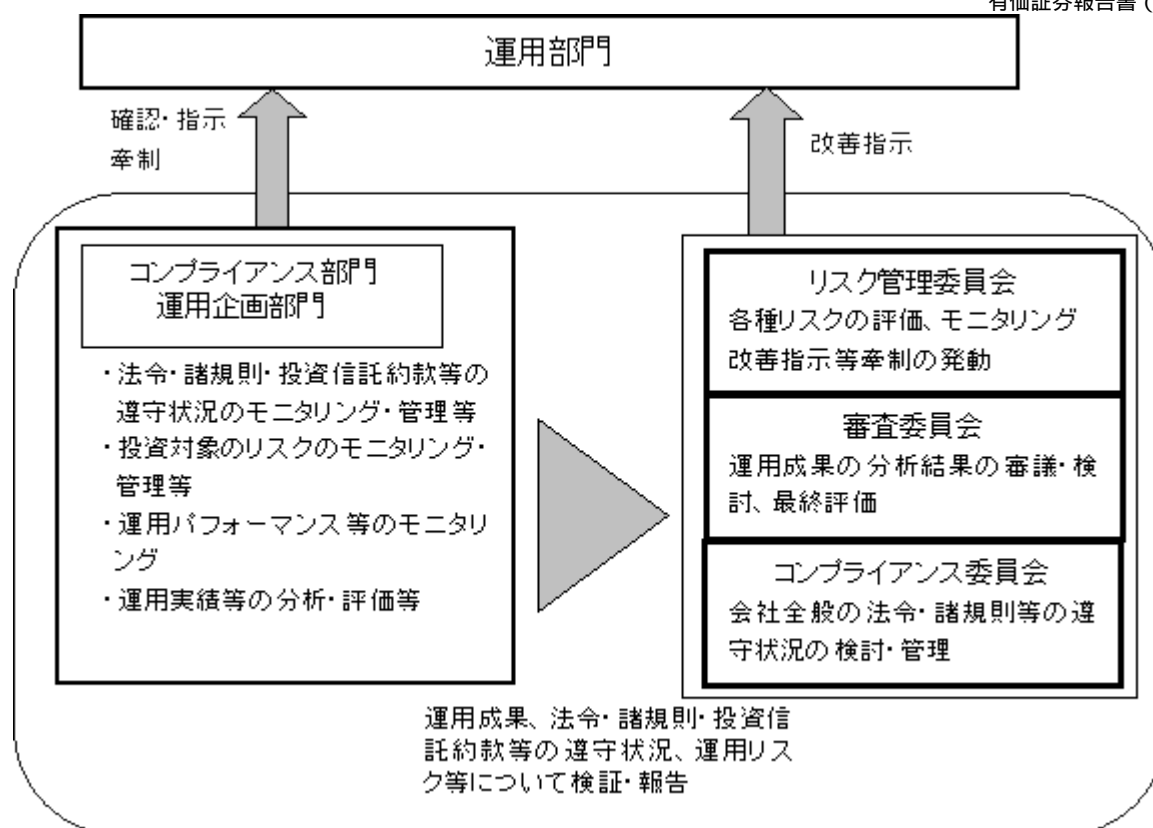
（ヘ）投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用をするものがあります。当該投資信託証券（ベビーファンド）が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この影響を受け、当該投資信託証券（ベビーファンド）の価額が変動する可能性があります。

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券にはファミリーファンド方式を採用している場合があります。上記のような要因で、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。

（２）リスク管理体制

パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。

運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



4 【手数料等及び税金】

ファンドの取得からご解約・償還までにかかるおもな費用と税金の概要
 （詳しくは次の(1)～(5)をご覧ください。）

ファンドの取得時にかかる費用と税金	●申込手数料+消費税等 申込手数料は販売会社毎に定めます。	
ファンドの保有時にかかる費用と税金	●信託報酬+消費税等 ●監査報酬+消費税等 ●信託事務の諸費用等+消費税等他 ●証券取引に伴う手数料等+消費税等他 ※上記の費用・税金は投資信託財産中から支払われます。 その他、当ファンドが投資する投資信託証券においても同様または類似の費用や税金がかかります。	
	◎分配金にかかる税金（注）	普通分配金に対する所得税・地方税
ファンドの解約・償還時にかかる費用と税金	●解約・償還時の手数料はありません。 ●解約の際、信託財産留保額が差し引かれます。	
	◎解約代金・償還金にかかる税金（注）	譲渡益に対する所得税・地方税

（注）個人受益者と法人受益者とでは税制が異なります。

平成23年12月31日までの間は、公募株式投資信託の収益分配時・解約時・償還時にかかる税金について、軽減税率が適用されます。

（詳しくは、後述の「（５）課税上の取扱い」をご参照ください。）

税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

（１）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日から起算して３営業日目の基準価額（当初申込期間は１口当たり１円）に、3.675%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税等（５％）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
 フリーダイヤル 0120-104-694
 （受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）
 インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

- 1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合はいいです。
- 2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合はいいです。

（２）【換金（解約）手数料】

a．解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

b．信託財産留保額

ご解約時に、解約申込受付日から起算して3営業日目の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却など費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の115.5の率（1.155%）（税込）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 （年率）	委託者	純資産総額に対し年0.3675%（税込）
	販売会社	純資産総額に対し年0.7350%（税込）
	受託者	純資産総額に対し年0.0525%（税込）

なお、上記のほか、当ファンドが投資対象とする投資信託証券においても信託報酬がかかります。

投資対象の投資信託証券における信託報酬を含めた当ファンドの実質的な信託報酬の総額の概算は、投資信託財産の純資産総額に対して年1.7304%（税込）程度となります。

	信託報酬率 （対純資産総額・年率）
当ファンド	1.1550%（税込）

GSフィナンシャル・ハイブリッド証券ファンドF（円ヘッジ） （適格機関投資家専用） （以下「ハイブリッド証券ファンド」といいます。）	0.6825%（税込）
（適格機関投資家私募）新光金融株式ファンド（円ヘッジ） （以下「株式ファンド」といいます。）	0.3255%（税込）
合 計	1.7304%（税込）程度

上記の信託報酬の合計は、「ハイブリッド証券ファンド」を約70%程度および「株式ファンド」を約30%程度組み入れた場合の数値です。ただし、この数値はあくまでも実質的な信託報酬の目安であり、投資信託証券の組入状況に応じて実質的な信託報酬は変動します。

（４）【その他の手数料等】

- a．投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b．投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c．証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外貨建資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。
- d．当ファンドが投資対象とする投資信託証券においても、有価証券等の売買手数料、税金、外貨建資産の保管等に要する費用、監査報酬などががかかります。

（５）【課税上の取扱い】

a．個人の受益者の場合

（イ）収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行い、総合課税・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（ロ）一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。

上記（イ）および（ロ）の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日より、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

（ハ）損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b．法人の受益者の場合

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。

また、上記の税率は平成24年1月1日より、15%（所得税のみ）となる予定です。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

c．個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（ハ）受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

（ニ）受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「d．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、特別分配金に関しましては非課税扱いとなります。

税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（平成23年4月28日現在）

分 類	資産の種類	国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	投資信託受益証券		円		%
		日 本	3,936,542,291	時価	97.5
		小 計	3,936,542,291	-	97.5

その他 資産	コール・ローン等	日本他	円負債控除後の 取得価額	円	%
			102,563,002		2.5
-	純資産総額		4,039,105,293	-	100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成23年４月28日現在）

順位	銘柄名	国・ 地域	種 類	数量 (口)	帳 簿 価 額		評 価 額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	GS フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンドF(円ヘッジ)(適格機関投資家専用)受益権	日本	投資信託 受益証券	1,951,205,667	1.5849	3,092,465,861	1.5971	3,116,270,570	77.15
2	(適格機関投資家私募)新光金融株式ファンド(円ヘッジ)受益権	日本	投資信託 受益証券	588,514,652	1.3886	817,238,517	1.3938	820,271,721	20.30

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第３位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率（平成23年４月28日現在）

種 類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.46
合 計	97.46

株式業種別投資比率（平成23年４月28日現在）

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

（単位：円）

	純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期計算期間末	10,942,143,569	11,017,772,598	14,468	14,568
第2期計算期間末 (平成23年3月25日)	4,176,885,397	4,205,289,587	14,705	14,805

平成22年4月末日	9,340,255,828	-	14,644	-
平成22年5月末日	7,849,608,577	-	13,945	-
平成22年6月末日	7,053,693,294	-	13,991	-
平成22年7月末日	6,457,400,869	-	14,393	-
平成22年8月末日	5,819,960,562	-	14,225	-
平成22年9月末日	5,523,525,411	-	14,560	-
平成22年10月末日	5,215,503,130	-	14,675	-
平成22年11月末日	4,879,172,790	-	14,467	-
平成22年12月末日	4,676,576,538	-	14,670	-
平成23年1月末日	4,526,436,924	-	14,882	-
平成23年2月末日	4,378,075,370	-	14,973	-
平成23年3月末日	4,156,098,160	-	14,764	-
平成23年4月末日	4,039,105,293	-	14,791	-

（注）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

決算期	1万口当たりの分配金
第1期計算期間 （平成22年3月25日）	100円
第2期計算期間 （平成23年3月25日）	100円

【収益率の推移】

決算期	収益率
第1期計算期間 （平成22年3月25日）	45.7%
第2期計算期間 （平成23年3月25日）	2.3%

（注1）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。なお、第1期計算期間の収益率は、1万口当たりの当初元本を基準に算出しています。

（注2）収益率は小数第2位を四捨五入しています。

（4）【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間	66,298,541,329口	58,735,638,339口
第2期計算期間	該当事項なし	4,722,483,990口

（注）第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間の販売口数を含みます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

（イ）取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日から起算して3営業日目の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金

を再投資する場合は1口単位となります。

平成25年9月25日以前に基準価額が20,000円以上となった場合には、翌営業日以降、基準価額の水準に関わらず、取得のお申し込みはできません。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。（手数料については前述の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。）

平成21年7月1日以降は、取得のお申し込みはできません。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合（この場合は1口単位となります。）を除きます。

（ロ）「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「新光金融リカバリー・ファンド自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

（ハ）取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、申込日当日またはその翌営業日が以下のいずれかに該当する日には、取得のお申し込みの受付は行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、当ファンドの取得申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

2【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

（イ）受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

（ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ハ）委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関などの口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（二）一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日から起算して3営業日目の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせ

ください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

（ホ）一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

（ヘ）委託者は、申込日当日またはその翌営業日が以下のいずれかに該当する日には、上記（イ）による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

（ト）委託者は、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

（チ）上記（ト）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記（二）の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
内国投資信託証券	原則として基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価
外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成26年3月25日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月26日から翌年3月25日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、信託終了前に、所定の運用の基本方針に基づき、投資を行ったハイブリッド証券ファンドまたは株式ファンドが償還、または次に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. ハイブリッド証券ファンドまたは株式ファンドの主要投資対象が変更となる場合

2. ハイブリッド証券ファンドまたは株式ファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合

(ハ) 委託者および受託者は、平成25年9月25日以前に、基準価額が20,000円以上に達した場合には、この投資信託契約を解約し信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ニ) 委託者は、上記（イ）の事項について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしたがい、ます。

(ホ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ヘ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にお

ける書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

- (ト) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b．投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b．投資信託約款の変更等

- (イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託者は、上記（イ）の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、下記「c．書面決議の手続き」の規定にしたがいます。
- (ハ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）および（ロ）の規定にしたがいます。

この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

c．書面決議の手続き

- (イ) 委託者は、上記「a．信託の終了（投資信託契約の解約）」（イ）について、または「b．投資信託約款の変更等」（イ）の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更などの内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ロ) 上記（イ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ハ) 上記（イ）の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ニ) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ホ) 上記（イ）から（ニ）までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記「a．信託の終了（投資信託契約の解約）」（ロ）または（ハ）の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（イ）から（ハ）までに規定する当ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（ヘ）上記（イ）から（ホ）の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

d．反対者の買取請求権

投資信託契約の解約（上記「a．信託の終了（投資信託契約の解約）」（ロ）または（ハ）の場合を除きます。）または上記「b．投資信託約款の変更等」における重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の内容および買取請求の手続きに関する事項は、上記「c．書面決議の手続き」で規定する書面に記載します。

e．運用報告書

当ファンドについて、委託者は各計算期間の終了時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

f．公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

h．信託事務処理の再信託

（イ）受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

（ロ）上記（イ）における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

i．信託業務の委託等

（イ）受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

（ロ）受託者は、上記（イ）に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記（イ）各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（ハ）上記（イ）および（ロ）にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- 1．投資信託財産の保存にかかる業務

- ２．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ３．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- ４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

j．他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- １．他の受益者の氏名または名称および住所
- ２．他の受益者が有する受益権の内容

k．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から１年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に１年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

a．収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b．一部解約請求権

受益者は、販売会社ごとに定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、６営業日目から受益者に支払います。ただし、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

c．償還金請求権

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から１０年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号並びに平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第1期計算期間（平成21年4月8日から平成22年3月25日まで）については内閣府令第50号附則第2条1項1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則並びに内閣府令第45号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第2期計算期間（平成22年3月26日から平成23年3月25日まで）については内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則並びに内閣府令第45号附則第3条1項1号により、内閣府令第45号改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第1期計算期間（平成21年4月8日から平成22年3月25日まで）については同内閣府令附則第16条2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第2期計算期間（平成22年3月26日から平成23年3月25日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成21年4月8日から平成22年3月25日まで）及び第2期計算期間（平成22年3月26日から平成23年3月25日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

新光金融リカバリー・ファンド 財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成22年 3月25日現在)	第2期 (平成23年 3月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	671,952,135	195,811,467
投資信託受益証券	10,704,155,654	4,048,569,067
未収利息	1,268	235
流動資産合計	11,376,109,057	4,244,380,769
資産合計	11,376,109,057	4,244,380,769
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	75,629,029	28,404,190
未払解約金	177,118,077	11,386,602
未払受託者報酬	8,187,126	1,252,719
未払委託者報酬	171,929,647	26,307,099
その他未払費用	1,101,609	144,762
流動負債合計	433,965,488	67,495,372
負債合計	433,965,488	67,495,372
純資産の部		
元本等		
元本	7,562,902,990	2,840,419,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,379,240,579	1,336,466,397
（分配準備積立金）	2,969,542,003	1,182,595,512
元本等合計	10,942,143,569	4,176,885,397
純資産合計	10,942,143,569	4,176,885,397
負債純資産合計	11,376,109,057	4,244,380,769

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自平成21年 4月 8日 至平成22年 3月25日	第2期 自平成22年 3月26日 至平成23年 3月25日
営業収益		
受取利息	1,829,623	126,088
有価証券売買等損益	19,534,155,654	94,413,413
営業収益合計	19,535,985,277	94,539,501
営業費用		
受託者報酬	23,757,701	3,268,412
委託者報酬	498,911,607	68,636,591
その他費用	3,285,085	409,063
営業費用合計	525,954,393	72,314,066
営業利益	19,010,030,884	22,225,435
経常利益	19,010,030,884	22,225,435
当期純利益	19,010,030,884	22,225,435
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	15,964,859,852	54,613,370
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	3,379,240,579
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,548,108,071	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,548,108,071	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,138,409,495	2,091,208,797
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,138,409,495	2,091,208,797
分配金	75,629,029	28,404,190
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,379,240,579	1,336,466,397

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期 自 平成21年 4月 8日 至 平成22年 3月25日	第2期 自 平成22年 3月26日 至 平成23年 3月25日
有価証券の評価基準 及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価して おります。 時価評価にあたっては、投資信託受益証 券の基準価額に基づいて評価してあり ます。	投資信託受益証券 同左

(追加情報)

第1期 自 平成21年 4月 8日 至 平成22年 3月25日	第2期 自 平成22年 3月26日 至 平成23年 3月25日
	当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企 業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品 の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適 用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期 [平成22年 3月25日現在]	第2期 [平成23年 3月25日現在]
1. 期首元本額	21,101,775,000円	7,562,902,990円
期中追加設定元本額	45,196,766,329円	- 円
期中一部解約元本額	58,735,638,339円	4,722,483,990円
2. 計算期間末日における受益権の総 数	7,562,902,990口	2,840,419,000口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期 自 平成21年 4月 8日 至 平成22年 3月25日	第2期 自 平成22年 3月26日 至 平成23年 3月25日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等 収益（375,788円）、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益 （3,044,795,244円）、信託約款に定める収 益調整金（409,698,576円）及び分配準備 積立金（0円）より分配対象収益は 3,454,869,608円（1万口当たり4,568.18 円）であり、うち75,629,029円（1万口当 たり100円）を分配しております。	計算期間末における費用控除後の配当等 収益（65,774円）、費用控除後、繰越欠損金 補填後の有価証券売買等損益（76,773,031 円）、信託約款に定める収益調整金 （153,870,885円）及び分配準備積立金 （1,134,160,897円）より分配対象収益は 1,364,870,587円（1万口当たり4,805.15 円）であり、うち28,404,190円（1万口当 たり100円）を分配しております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	第2期 自 平成22年 3月26日 至 平成23年 3月25日
1. 金融商品に対 する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関す る法律第2条第4項に定める証券投資信託であ り、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に 対して投資として運用することを目的として おります。

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券であり、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

第2期 自 平成22年 3月26日 至 平成23年 3月25日	
1. 投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第1期 [平成22年 3月25日現在]	
	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託 受益証券	10,704,155,654	2,611,042,492
合 計	10,704,155,654	2,611,042,492

種 類	第2期 [平成23年 3月25日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託 受益証券	161,013,643
合 計	161,013,643

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の状況に関する事項

区 分	第1期 自 平成21年 4月 8日 至 平成22年 3月25日	第2期 自 平成22年 3月26日 至 平成23年 3月25日
	該当事項はありません。	_____

取引の時価等に関する事項

種 類	第1期 [平成22年 3月25日現在]	第2期 [平成23年 3月25日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第1期 自 平成21年 4月 8日 至 平成22年 3月25日	第2期 自 平成22年 3月26日 至 平成23年 3月25日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第1期 [平成22年 3月25日現在]	第2期 [平成23年 3月25日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4468円 (14,468円)	1.4705円 (14,705円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
投資信託 受益証券	GS フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド F(円ヘッジ)(適格機関投資家専用)	1,951,205,667	3,092,465,861	
	(適格機関投資家私募) 新光金融株式ファンド(円 ヘッジ)	688,884,795	956,103,206	
合 計		2,640,090,462	4,048,569,067	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「GS フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンドF(円ヘッジ)(適格機関投資家専用)」及び「（適格機関投資家私募）新光金融株式ファンド（円ヘッジ）」受益権を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これら同ファンドの受益権であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

「GS フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンドF(円ヘッジ)(適格機関投資家専用)」の状況

「GS フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンドF(円ヘッジ)(適格機関投資家専用)」は追加型株式投資信託であります。同ファンドの財務諸表は日本国内の諸法規に準拠して作成され、独立監査人による監査を受けております。

同ファンドの「貸借対照表」、「損益及び剰余金計算書」、「注記表」及び「附属明細表」は、同ファンドの運用会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社から入手した平成23年1月27日現在の財務書類から抜粋したものであります。

（1）貸借対照表

区分	注記 番号	第1期 (2010年1月27日現在)	第2期 (2011年1月27日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		13,160,156,668	3,090,402,009
未収入金		1,999,999,999	-
流動資産合計		15,160,156,667	3,090,402,009
資産合計		15,160,156,667	3,090,402,009
負債の部			
流動負債			
未払解約金		1,999,999,999	-
未払受託者報酬		4,187,673	842,418
未払委託者報酬		63,861,944	12,846,807
その他未払費用		294,250	422,618
流動負債合計		2,068,343,866	14,111,843
負債合計		2,068,343,866	14,111,843
純資産の部			
元本等			
元本		8,901,679,976	1,951,205,667
剰余金			
期末剰余金		4,190,132,825	1,125,084,499
（うち分配準備積立金）		(3,775,290,101)	(1,034,154,359)
剰余金合計		4,190,132,825	1,125,084,499
元本等合計		13,091,812,801	3,076,290,166
純資産合計		13,091,812,801	3,076,290,166
負債・純資産合計		15,160,156,667	3,090,402,009

（2）損益及び剰余金計算書

区分	注記 番号	第 1 期 自 2009年 4 月 9 日（設定日） 至 2010年 1 月27日	第 2 期 自 2010年 1 月28日 至 2011年 1 月27日
		金額（円）	金額（円）
営業収益			
有価証券売買等損益		15,032,748,336	424,533,452
営業収益合計		15,032,748,336	424,533,452
営業費用			
受託者報酬		12,928,983	2,413,301
委託者報酬		197,166,898	36,802,750
その他費用		839,669	840,041
営業費用合計		210,935,550	40,056,092
営業利益金額		14,821,812,786	384,477,360
経常利益金額		14,821,812,786	384,477,360
当期純利益金額		14,821,812,786	384,477,360
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		11,046,522,685	177,835,787
期首剰余金		-	4,190,132,825
剰余金増加額		1,971,271,291	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額		(1,971,271,291)	(-)
剰余金減少額		1,556,428,567	3,271,689,899
当期一部解約に伴う剰余金減少額		(1,556,428,567)	(3,271,689,899)
分配金		-	-
期末剰余金		4,190,132,825	1,125,084,499

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 1 期 自 2009年 4 月 9 日（設定日） 至 2010年 1 月27日	第 2 期 自 2010年 1 月28日 至 2011年 1 月27日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第 1 期 (2010年 1 月27日現在)	第 2 期 (2011年 1 月27日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	14,350,000,000円	8,901,679,976円
期中追加設定元本額	27,948,728,713円	- 円
期中一部解約元本額	33,397,048,737円	6,950,474,309円
2. 計算期間末日における受益権の総数	8,901,679,976口	1,951,205,667口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 1 期 自 2009年 4 月 9 日（設定日） 至 2010年 1 月27日	第 2 期 自 2010年 1 月28日 至 2011年 1 月27日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	424,702,855円	129,409,036円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	3,350,587,246円	77,232,537円
収益調整金額	414,842,724円	90,930,140円
分配準備積立金額	- 円	827,512,786円
本ファンドの分配対象収益額	4,190,132,825円	1,125,084,499円
本ファンドの期末残存口数	8,901,679,976口	1,951,205,667口
1口当たり収益分配対象額	0.470712円	0.576609円
1口当たり分配金額	- 円	- 円

収益分配金金額	- 円	- 円
---------	-----	-----

（注）上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	第 2 期 自 2010年 1 月28日 至 2011年 1 月27日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等 に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行 っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用 チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用 チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構 成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必 要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

金融商品の時価等に関する事項

区分	第 2 期 自 2010年 1 月28日 至 2011年 1 月27日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表に計上されている各科目の貸借対照表日における時価は、貸借対照表計上額と同額であるため、記載を省略しております。
2. 時価の算定方法	（1）有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 （2）有価証券 「（3）注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第 1 期 (2010年 1 月27日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	13,160,156,668	3,836,746,622
合計	13,160,156,668	3,836,746,622

種類	第 2 期 (2011年 1 月27日現在)	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
親投資信託受益証券	227,591,497	
合計	227,591,497	

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	第1期 (2010年1月27日現在)	第2期 (2011年1月27日現在)
1口当たり純資産額	1.4707円	1.5766円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	GS フィナンシャル・ハイブリッド証券マザーファンド(円ヘッジ)	1,936,948,925	3,090,402,009	
合計			1,936,948,925	3,090,402,009	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

本ファンドは、「GS フィナンシャル・ハイブリッド証券マザーファンド(円ヘッジ)」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2010年1月27日現在)	(2011年1月27日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		76,272,286	8,848,560
コール・ローン		2,228,221,814	481,202,033
社債券		10,225,636,951	2,525,368,900
派生商品評価勘定		623,878,939	70,253,528
未収入金		1,940,677,091	-
未収利息		163,179,360	42,580,039

前払費用		21,572,918	1,297,527
差入委託証拠金		39,136,388	632,725
流動資産合計		15,318,575,747	3,130,183,312
資産合計		15,318,575,747	3,130,183,312
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		158,447,835	39,806,823
未払解約金		1,999,999,999	-
流動負債合計		2,158,447,834	39,806,823
負債合計		2,158,447,834	39,806,823
純資産の部			
元本等			
元本		8,904,030,222	1,936,948,925
剰余金			
期末剰余金		4,256,097,691	1,153,427,564
剰余金合計		4,256,097,691	1,153,427,564
元本等合計		13,160,127,913	3,090,376,489
純資産合計		13,160,127,913	3,090,376,489
負債・純資産合計		15,318,575,747	3,130,183,312

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2009年 4 月 9 日 至 2010年 1 月27日	自 2010年 1 月28日 至 2011年 1 月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	特殊債券、社債券 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	社債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2010年 1 月27日現在)	(2011年 1 月27日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	14,350,000,000円	8,904,030,222円
期中追加設定元本額	27,927,899,084円	- 円
期中一部解約元本額	33,373,868,862円	6,967,081,297円
期末元本額	8,904,030,222円	1,936,948,925円
元本の内訳		
GS フィナンシャル・ハイブリッド証券ファン ドF(円ヘッジ)(適格機関投資家専用)	8,904,030,222円	1,936,948,925円
2. 計算期間末日における受益権の総数	8,904,030,222口	1,936,948,925口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	自 2010年 1 月28日 至 2011年 1 月27日
1．金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は社債券であり、売買目的で保有しております。 デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

金融商品の時価等に関する事項

区分	自 2010年 1 月28日 至 2011年 1 月27日
1．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表に計上されている各科目の貸借対照表日における時価は、貸借対照表計上額と同額であるため、記載を省略しております。
2．時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(2) 注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。なお、市場価額がない場合には、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。 (3) デリバティブ取引 「(2) 注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	(2010年 1 月27日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
社債券	10,225,636,951	2,804,953,866
合計	10,225,636,951	2,804,953,866

種類	(2011年 1 月27日現在)	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
社債券	89,334,096	

合計	89,334,096
----	------------

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の状況に関する事項

自 2009年 4 月 9 日 至 2010年 1 月 27 日	自 2010年 1 月 28 日 至 2011年 1 月 27 日
1．取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引であります。 2．取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。 3．取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 4．取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、為替、金利などの市場価格が変動することによって発生するマーケットリスクおよび取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。 5．取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。 6．取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）債券関連

区分	種類	（2010年 1 月 27 日現在）				（2011年 1 月 27 日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1 年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1 年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引	債券先物取引								
	買建	31,107,131	-	31,054,232	52,899	-	-	-	-
	売建	1,803,899,636	-	1,806,973,742	3,074,106	1,324,936,673	-	1,305,174,137	19,762,536
合計		1,835,006,767	-	1,838,027,974	3,127,005	1,324,936,673	-	1,305,174,137	19,762,536

（2）通貨関連

区分	種類	（2010年 1 月 27 日現在）				（2011年 1 月 27 日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1 年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1 年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）

市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	1,046,626,860	-	1,039,264,240	7,362,620	1,616,304,208	-	1,608,500,776	7,803,432
	ユーロ	3,836,896,004	-	3,691,004,405	145,891,599	109,054,938	-	112,820,345	3,765,407
	英ポンド	170,345,980	-	170,380,200	34,220	-	-	-	-
	売建 米ドル	6,589,384,817	-	6,458,144,069	131,240,748	3,027,121,482	-	2,983,345,422	43,776,060
	ユーロ	8,253,504,201	-	7,824,805,454	428,698,747	1,011,465,602	-	1,043,402,366	31,936,764
	英ポンド	3,179,456,061	-	3,117,617,449	61,838,612	285,732,002	-	282,849,104	2,882,898
合計		23,076,213,923	-	22,301,215,817	468,558,108	6,049,678,232	-	6,030,918,013	10,684,169

（注）時価の算定方法

・先物取引

- 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 計算期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引について、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

区分	自 2009年 4月 9日 至 2010年 1月 27日			自 2010年 1月 28日 至 2011年 1月 27日		
関連当事者の名称 （本ファンドとの関係）	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高
ゴールドマン・サックス証券株式会社 （投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等）	有価証券等売買手数料	為替 - 円	-	有価証券等売買手数料	為替 - 円	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

（１口当たり情報）

区分	(2010年１月27日現在)	(2011年１月27日現在)
１口当たり純資産額	1.4780円	1.5955円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	社債券	AMER EXPRESS CRE 5.125%	1,550,000.00	1,667,924.72	
		CAPITAL ONE FINL 7.375%	1,500,000.00	1,718,157.00	
		CBA CAPITAL TRST 5.805%	1,750,000.00	1,792,700.00	
		CHUO MITSUI TRST Var	1,705,000.00	1,722,397.82	
		CITIGROUP INC 6.01%	1,500,000.00	1,649,825.37	
		CREDIT SUIS GUER Var	1,850,000.00	1,757,500.00	
		JPMORGAN CHASE VAR	1,550,000.00	1,670,993.00	
		RESONA BANK Var	1,700,000.00	1,711,915.30	
		SMFG PREF CAP US VAR	950,000.00	1,107,510.00	
		WELLS FARGO & CO 3.625%	1,600,000.00	1,660,816.00	
		小計		16,459,739.21	
ユーロ	社債券			(1,349,698,615)	
		BNP PARIBAS 5%	1,200,000.00	1,274,052.00	
		CLOVERIE (ZURICH INS)Var	600,000.00	648,342.00	
		HSBC CAP FUNDING (STEP)	1,350,000.00	1,312,875.00	
		MORGAN STANLEY 5.5%	400,000.00	405,400.00	
		RABOBANK NEDERLA 4.375%	900,000.00	941,832.00	
		ROYAL BK SCOTLND Var	1,550,000.00	1,271,465.00	
		UBS AG JERSEY Var	1,450,000.00	1,283,250.00	
		ZURICH FINANCE (4.5%	800,000.00	827,944.00	
		小計		7,965,160.00	
				(895,602,590)	
英ポンド	社債券	MUFG CAPITAL FIN Var	1,150,000.00	1,101,125.00	
		STB FINANCE Var	1,050,000.00	1,044,330.00	
		小計		2,145,455.00	
				(280,067,695)	
合計				2,525,368,900	
				(2,525,368,900)	

（注）１．通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

２．合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

３．社債券はハイブリッド優先証券を含みます。

４．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	社債券 10銘柄	100.0%	53.4%
ユーロ	社債券 8 銘柄	100.0%	35.5%
英ポンド	社債券 2 銘柄	100.0%	11.1%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

「（適格機関投資家私募）新光金融株式ファンド（円ヘッジ）」の状況

「（適格機関投資家私募）新光金融株式ファンド（円ヘッジ）」は追加型株式投資信託であります。同ファンドの財務諸表は、日本国内の諸法規に準拠して作成されておりますが、独立監査人による監査を受けておりません。

（１）貸借対照表

	第1期 [平成22年 2月25日現在]	第2期 [平成23年 2月25日現在]
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	70,816,842	48,635,511
親投資信託受益証券	2,087,730,586	1,158,671,575
派生商品評価勘定	12,824,315	594,700
未収入金	806,195,800	-
未収利息	147	83
流動資産合計	2,977,567,690	1,207,901,869
資産合計	2,977,567,690	1,207,901,869
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	8,617,781	10,505,823
未払金	909,136	-
未払解約金	699,999,999	-
未払受託者報酬	1,525,432	309,131
未払委託者報酬	7,932,183	1,607,437
流動負債合計	718,984,531	12,422,391
負債合計	718,984,531	12,422,391
純資産の部		
元本等		
元本	1,665,284,050	833,077,698
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	593,299,109	362,401,780
（分配準備積立金）	153,916,660	54,809,646
元本等合計	2,258,583,159	1,195,479,478
純資産合計	2,258,583,159	1,195,479,478
負債純資産合計	2,977,567,690	1,207,901,869

（２）損益及び剰余金計算書

	第1期 自 平成21年 4月 9日 至 平成22年 2月25日	第2期 自 平成22年 2月26日 至 平成23年 2月25日
	金 額（円）	金 額（円）
営業収益		
受取利息	343,444	70,575
有価証券売買等損益	3,887,730,586	45,940,989
為替差損益	505,124,510	45,787,091
営業収益合計	4,393,198,540	91,798,655
営業費用		
受託者報酬	5,583,144	790,720
委託者報酬	29,032,263	4,111,646
営業費用合計	34,615,407	4,902,366
営業利益	4,358,583,133	86,896,289
経常利益	4,358,583,133	86,896,289
当期純利益	4,358,583,133	86,896,289
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	4,204,666,473	34,410,066
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	593,299,109
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,958,886,364	1,500,903,705
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,958,886,364	1,500,903,705
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,519,503,915	1,784,287,257
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,519,503,915	1,784,287,257
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	593,299,109	362,401,780

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期 自 平成21年 4月 9日 至 平成22年 2月25日	第2期 自 平成22年 2月26日 至 平成23年 2月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	為替予約取引 同左

(追加情報)

第1期 自 平成21年 4月 9日 至 平成22年 2月25日	第2期 自 平成22年 2月26日 至 平成23年 2月25日
	当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期 [平成22年 2月25日現在]	第2期 [平成23年 2月25日現在]
1. 期首元本額	6,150,000,000円	1,665,284,050円
期中追加設定元本額	16,841,113,641円	3,989,096,298円

期中一部解約元本額	21,325,829,591円	4,821,302,650円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,665,284,050口	833,077,698口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	第1期 自 平成21年 4月 9日 至 平成22年 2月25日	第2期 自 平成22年 2月26日 至 平成23年 2月25日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（30,964,091円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（122,952,569円）、信託約款に定める収益調整金（439,382,449円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は593,299,109円（1万口当たり3,562.73円）であります、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（28,852,223円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（23,634,000円）、信託約款に定める収益調整金（307,592,134円）及び分配準備積立金（2,323,423円）より分配対象収益は362,401,780円（1万口当たり4,350.13円）であります、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	第2期 自 平成22年 2月26日 至 平成23年 2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 また、当ファンドは、為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドが利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

第2期 自 平成22年 2月26日 至 平成23年 2月25日	
1. 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	
2. 派生商品評価勘定（為替予約取引） 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	
3. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第1期 [平成22年 2月25日現在]	
	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,087,730,586	131,481,933
合 計	2,087,730,586	131,481,933

種 類	第2期 [平成23年 2月25日現在]	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	
親投資信託受益証券	52,942,792	
合 計	52,942,792	

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の状況に関する事項

区 分	第1期 自 平成21年 4月 9日 至 平成22年 2月25日	第2期 自 平成22年 2月26日 至 平成23年 2月25日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。	_____
2. 取引の利用目的及び取引に対する取組方針	為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。	_____
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。 なお、デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い金融機関であるため、信用リスクはほとんどないと判断しております。	_____
4. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた信託約款及び社内規程に基づき行っております。	_____

5.取引の時価等に関する事項についての補足説明	為替予約取引 原則として計算日の対顧客先物売買相場の 仲値で評価しております。	
-------------------------	---	--

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種 類	第1期 [平成22年 2月25日現在]				第2期 [平成23年 2月25日現在]			
	契約額等 (円)	うち 1年 超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年 超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の 取引 為替予約取引 売建	1,396,607,124	-	1,392,400,590	4,206,534	1,021,920,477	-	1,031,831,600	9,911,123
米ドル	529,551,014	-	532,117,560	2,566,546	400,360,390	-	399,834,050	526,340
カナダドル	132,572,918	-	135,304,510	2,731,592	98,599,086	-	100,449,720	1,850,634
ユーロ	299,050,334	-	292,946,010	6,104,324	194,629,285	-	197,594,820	2,965,535
英ポンド	159,458,296	-	154,190,100	5,268,196	114,164,383	-	116,027,700	1,863,317
スイスフラン	64,047,803	-	62,876,060	1,171,743	50,267,705	-	51,116,430	848,725
スウェーデン クローナ	22,215,792	-	22,825,000	609,208	22,056,628	-	22,585,560	528,932
ノルウェーク ローネ	4,334,060	-	4,326,300	7,760	3,676,158	-	3,810,600	134,442
デンマークク ローネ	4,826,235	-	4,720,320	105,915	3,394,989	-	3,445,860	50,871
オーストラリ アドル	138,712,624	-	141,046,120	2,333,496	94,054,879	-	96,154,020	2,099,141
香港ドル	18,574,387	-	18,684,960	110,573	21,464,887	-	21,408,870	56,017
シンガポール ドル	23,263,661	-	23,363,650	99,989	17,605,350	-	17,724,720	119,370
イスラエル シケル	-	-	-	-	1,646,737	-	1,679,250	32,513
合 計	1,396,607,124	-	1,392,400,590	4,206,534	1,021,920,477	-	1,031,831,600	9,911,123

(注) 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物売買相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物売買相場の仲値で評価しております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

	第1期 自 平成21年 4月 9日 至 平成22年 2月25日	第2期 自 平成22年 2月26日 至 平成23年 2月25日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第1期 [平成22年 2月25日現在]	第2期 [平成23年 2月25日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3563円 (13,563円)	1.4350円 (14,350円)

（4）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	新光金融株式マザーファンド	843,038,108	1,158,671,575	
合 計		843,038,108	1,158,671,575	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「新光金融株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「新光金融株式マザーファンド」の状況

（1）貸借対照表

	[平成22年 2月25日現在]	[平成23年 2月25日現在]
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		

預金	-	917,972
コール・ローン	791,650,888	19,789,561
株式	1,535,301,673	1,137,826,734
未収入金	1,284,760,023	-
未収配当金	494,388	148,192
未収利息	1,647	34
流動資産合計	3,612,208,619	1,158,682,493
資産合計	3,612,208,619	1,158,682,493
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,339,710	-
前受金	722,203,908	-
未払解約金	800,000,000	-
流動負債合計	1,524,543,618	-
負債合計	1,524,543,618	-
純資産の部		
元本等		
元本	1,582,213,404	843,038,108
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	505,451,597	315,644,385
元本等合計	2,087,665,001	1,158,682,493
純資産合計	2,087,665,001	1,158,682,493
負債純資産合計	3,612,208,619	1,158,682,493

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成21年 4月 9日 至 平成22年 2月25日	自 平成22年 2月26日 至 平成23年 2月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所及び外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）に基づいて評価しております。	株式 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	受取配当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 当ファンドの外貨建取引等の処理基準については、投資信託財産計算規則第60条及び第61条によっております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(追加情報)

自 平成21年 4月 9日 至 平成22年 2月25日	自 平成22年 2月26日 至 平成23年 2月25日
	当期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区 分	[平成22年 2月25日現在]	[平成23年 2月25日現在]
1. 参考対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	5,900,000,000円	1,582,213,404円
同期中における追加設定元本額	14,391,626,237円	3,757,828,970円
同期中における一部解約元本額	18,709,412,833円	4,497,004,266円
同期末における元本の内訳 （適格機関投資家私募）新光金融株式 ファンド（円ヘッジ）	1,582,213,404円	843,038,108円
合 計	1,582,213,404円	843,038,108円
2. 参考対象ファンドの計算期間末日にお ける受益権の総数	1,582,213,404口	843,038,108口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成22年 2月26日 至 平成23年 2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 また、当ファンドは、為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、株式であり、株価変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドが利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

自 平成22年 2月26日 至 平成23年 2月25日
1. 株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	[平成22年 2月25日現在]	
	貸借対照表計上額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株 式	1,535,301,673	121,980,726
合 計	1,535,301,673	121,980,726

種 類	[平成23年 2月25日現在]	
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	
株 式	55,686,162	
合 計	55,686,162	

（注）貸借対照表計上額の金額には、当期間の損益に含まれた評価差額の内容を含んでいます。

なお、「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から参考対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の状況に関する事項

区 分	自 平成21年 4月 9日 至 平成22年 2月25日	自 平成22年 2月26日 至 平成23年 2月25日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。	_____
2. 取引の利用目的及び取引に対する取組方針	為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。	_____
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。 なお、デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い金融機関であるため、信用リスクはほとんどないと判断しております。	_____
4. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた信託約款及び社内規程に基づき行っております。	_____
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	為替予約取引 原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	_____

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種 類	[平成22年 2月25日現在]				[平成23年 2月25日現在]			
	契約額等 (円)	う ち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	う ち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建	462,767,270	-	465,106,980	2,339,710	-	-	-	-
米ドル	177,852,730	-	178,545,380	692,650	-	-	-	-
カナダドル	46,018,800	-	46,272,600	253,800	-	-	-	-
ユーロ	93,212,160	-	93,703,680	491,520	-	-	-	-
英ポンド	54,399,580	-	54,734,480	334,900	-	-	-	-
スイスフラン	21,463,330	-	21,598,010	134,680	-	-	-	-
スウェーデンク ローナ	7,545,010	-	7,587,500	42,490	-	-	-	-
ノルウェークロー ネ	1,361,250	-	1,366,200	4,950	-	-	-	-
デンマーククロー ネ	1,500,060	-	1,507,880	7,820	-	-	-	-
オーストラリアド ル	45,210,240	-	45,514,800	304,560	-	-	-	-
香港ドル	5,993,260	-	6,019,160	25,900	-	-	-	-
シンガポールドル	8,210,850	-	8,257,290	46,440	-	-	-	-
合 計	462,767,270	-	465,106,980	2,339,710	-	-	-	-

（注）時価の算定方法

（１）計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物売買相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物売買相場の仲値で評価しております。

（２）計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

	自 平成21年 4月 9日 至 平成22年 2月25日	自 平成22年 2月26日 至 平成23年 2月25日
	該当事項はありません。	同左

（１口当たり情報）

	[平成22年 2月25日現在]	[平成23年 2月25日現在]
参考対象ファンドの期末における当該親投資 信託の1口当たり純資産額	1.3195円	1.3744円
（1万口当たり純資産額）	（13,195円）	（13,744円）

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
邦貨		株	円	円	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	43,800	450	19,710,000	
	りそなホールディングス	6,300	444	2,797,200	
	中央三井トラスト・ホールディングス	3,000	339	1,017,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	4,600	3,060	14,076,000	
	千葉銀行	3,000	544	1,632,000	
	横浜銀行	4,000	432	1,728,000	
	静岡銀行	2,000	757	1,514,000	
	住友信託銀行	5,000	506	2,530,000	
	みずほ信託銀行	5,000	84	420,000	
	みずほフィナンシャルグループ	70,200	165	11,583,000	
	大和証券グループ本社	6,000	428	2,568,000	
	野村ホールディングス	12,100	508	6,146,800	
	NKSJホールディングス	5,000	623	3,115,000	
	MS&ADインシュアランスグループホールディングス	1,800	2,133	3,839,400	
	ソニーフィナンシャルホールディングス	3	334,000	1,002,000	
	第一生命保険	27	143,500	3,874,500	
	東京海上ホールディングス	2,500	2,658	6,645,000	
	T&Dホールディングス	950	2,340	2,223,000	
	オリックス	360	8,790	3,164,400	
邦貨建小計		株 175,640	-	円 89,585,300	
米ドル		株	米ドル	米ドル	
	BB&T CORPORATION	2,400	27.69	66,456.00	
	M & T BANK CORP	300	87.63	26,289.00	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	1,800	61.17	110,106.00	
	SUNTRUST BANKS INC	1,700	29.94	50,898.00	
	US BANCORP	6,600	27.50	181,500.00	
	WELLS FARGO & COMPANY	17,100	31.44	537,624.00	
	AMERICAN EXPRESS CO	3,700	43.56	161,172.00	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	900	63.30	56,970.00	
	BANK OF AMERICA CORP	34,500	13.97	481,965.00	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP/THE	4,200	30.13	126,546.00	
	BLACKROCK INC	300	201.20	60,360.00	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	1,600	50.63	81,008.00	
	CITIGROUP INC	99,800	4.69	468,062.00	
	CME GROUP INC	200	304.56	60,912.00	
	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	1,900	21.61	41,059.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル		株	米ドル	米ドル	
	FRANKLIN RESOURCES INC	500	123.76	61,880.00	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	1,700	163.44	277,848.00	
	JPMORGAN CHASE & CO	13,600	45.91	624,376.00	
	MORGAN STANLEY	4,300	29.49	126,807.00	
	NORTHERN TRUST CORP	700	52.14	36,498.00	
	NYSE EURONEXT	900	37.02	33,318.00	

	STATE STREET CORP	1,700	44.27	75,259.00	
	T ROWE PRICE GROUP INC	900	66.30	59,670.00	
	TD AMERITRADE HOLDING CORPORATION	800	21.04	16,832.00	
	THE CHARLES SCHWAB CORPORATION	3,500	18.76	65,660.00	
	ACE LIMITED	1,200	62.64	75,168.00	
	AFLAC INC	1,600	57.22	91,552.00	
	ALLSTATE CORP	1,800	31.08	55,944.00	
	AON CORPORATION	1,000	51.92	51,920.00	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	2,900	83.36	241,744.00	
	CHUBB CORP	1,100	59.59	65,549.00	
	LOEWS CORPORATION	1,100	42.83	47,113.00	
	MARSH & MCLENNAN COS	1,900	29.98	56,962.00	
	METLIFE INC	3,200	46.22	147,904.00	
	PROGRESSIVE CORP	2,200	20.25	44,550.00	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	1,600	64.01	102,416.00	
	TRAVELERS COS INC/THE	1,600	59.33	94,928.00	
米 ド ル 建 小 計		株 226,800	-	米ドル 4,964,825.00 (406,917,057円)	
カナダドル	BANK OF MONTREAL	株 1,900	カナダドル 61.77	カナダドル 117,363.00	
	BANK OF NOVA SCOTIA	3,700	59.35	219,595.00	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	1,300	82.43	107,159.00	
	NATIONAL BANK OF CANADA	600	73.60	44,160.00	
	ROYAL BANK OF CANADA	4,900	56.64	277,536.00	
	TORONTO-DOMINION BANK(CA)	3,000	79.35	238,050.00	
	IGM FINANCIAL INC	400	46.19	18,476.00	
	GREAT-WEST LIFECO INC	1,000	26.98	26,980.00	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	6,100	18.29	111,569.00	
	POWER CORP OF CANADA	1,200	28.28	33,936.00	
	POWER FINANCIAL CORP	900	30.72	27,648.00	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	2,000	32.22	64,440.00	
カ ナ ダ ド ル 建 小 計		株 27,000	-	カナダドル 1,286,912.00 (107,392,806円)	

通 貨	銘 柄	株式数	評 価 額		備考
			単価	金額	
ユ ー ロ	BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	株 7,622	ユーロ 0.95	ユーロ 7,305.68	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA SA	14,681	8.75	128,590.87	
	BANCO POPULAR ESPANOL SA	2,977	4.37	13,033.30	
	BANCO SANTANDER SA	28,275	8.74	247,208.32	
	BNP PARIBAS	3,294	54.65	180,017.10	
	CREDIT AGRICOLE SA	3,301	12.39	40,899.39	
	DEXIA	1,903	3.06	5,836.50	
	ERSTE GROUP BANK AG	650	38.00	24,700.00	
	INTESA SANPAOLO	26,465	2.38	63,198.42	
	INTESA SANPAOLO-RSP	3,204	2.06	6,600.24	
	KBC GROEP NV	553	29.89	16,529.17	
	NATIONAL BANK OF GREECE	3,285	7.01	23,027.85	
	NATIXIS SA	2,998	4.26	12,771.48	
	SOCIETE GENERALE	2,180	48.57	105,882.60	
	UNICREDIT SPA	46,357	1.84	85,296.88	
	CRITERIA CAIXACORP SA	2,889	5.06	14,641.45	

	DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	3,200	45.82	146,624.00	
	DEUTSCHE BOERSE AG	670	55.12	36,930.40	
	GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	277	66.41	18,395.57	
	ING GROEP NV-CVA	13,162	8.87	116,865.39	
	MEDIOBANCA SPA	1,627	7.38	12,015.39	
	AEGON NV	5,369	5.39	28,944.27	
	ALLIANZ SE-REG	1,560	101.80	158,808.00	
	ASSICURAZIONI GENERALI	4,012	15.81	63,429.72	
	AXA	5,901	14.74	87,010.24	
	CNP ASSURANCES	510	15.40	7,854.00	
	MUENCHENER RUECKVERSICHERUNGS AG	648	119.80	77,630.40	
	SAMPO OYJ-A SHS	1,443	21.88	31,572.84	
ユーロ建小計		株 189,013	-	ユーロ 1,761,619.47 (199,397,707円)	
英ポンド	BARCLAYS PLC	株 39,324	英ポンド 3.12	英ポンド 122,907.16	
	HSBC HOLDINGS PLC(UK)	60,503	6.94	420,374.84	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	140,343	0.65	92,317.62	
	ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP	59,762	0.45	27,251.47	
	STANDARD CHARTERED PLC	8,015	15.98	128,119.77	
	AVIVA PLC	9,640	4.48	43,196.84	
	PRUDENTIAL PLC	8,725	6.80	59,373.62	
英ポンド建小計		株 326,312	-	英ポンド 893,541.32 (118,099,356円)	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
スイスフラン	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	株 3,871	スイスフラン 42.77	スイスフラン 165,562.67	
	UBS AG-REGISTERED	12,505	18.13	226,715.65	
	SWISS REINSURANCE COMPANY LTD-REG	1,210	55.95	67,699.50	
	ZURICH FINANCIAL SERVICES AG	500	265.00	132,500.00	
スイスフラン建小計		株 18,086	-	スイスフラン 592,477.82 (52,493,534円)	
スウェーデン クローナ	NORDEA BANK AB	株 11,112	スウェーデン クローナ 71.00	スウェーデン クローナ 788,952.00	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	4,847	55.95	271,189.65	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	1,682	208.60	350,865.20	
	INVESTOR AB-B SHS	1,565	143.30	224,264.50	
スウェーデンクローナ建小計		株 19,206	-	スウェーデン クローナ 1,635,271.35 (21,013,236円)	
ノルウェー クローネ	DNB NOR ASA	株 3,358	ノルウェー クローネ 84.80	ノルウェー クローネ 284,758.40	
ノルウェークローネ建小計		株 3,358	-	ノルウェー クローネ 284,758.40 (4,160,320円)	
デンマーク クローネ		株	デンマーク クローネ	デンマーク クローネ	

	DANSKE BANK A/S	1,561	125.80	196,373.80	
デンマーククロネ建小計		株 1,561	-	デンマーク クロネ 196,373.80 (2,980,954円)	
オーストラ リアドル		株	オーストラ リアドル	オーストラ リアドル	
	AUST AND NZ BANKING GROUP LTD	8,794	24.08	211,759.52	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	5,322	52.73	280,629.06	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	7,330	25.80	189,114.00	
	WESTPAC BANKING CORPORATION	10,271	23.48	241,163.08	
	ASX LTD	596	37.12	22,123.52	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	1,187	37.81	44,880.47	
	AMP LIMITED	7,119	5.47	38,940.93	
	AXA ASIA PACIFIC HOLDINGS LTD	3,551	6.41	22,761.91	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
オーストラ リアドル		株	オーストラ リアドル	オーストラ リアドル	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	7,143	3.63	25,929.09	
	QBE INSURANCE GROUP LIMITED	3,557	18.25	64,915.25	
	SUNCORP GROUP LIMITED	4,403	8.39	36,941.17	
オーストラリアドル建小計		株 59,273	-	オーストラ リアドル 1,179,158.00 (97,728,615円)	
香港ドル		株	香港ドル	香港ドル	
	BANK OF EAST ASIA	5,200	32.90	171,080.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	12,500	23.35	291,875.00	
	HANG SENG BANK LTD	2,600	122.50	318,500.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LIMITED	3,500	164.10	574,350.00	
	AIA GROUP LIMITED	26,800	21.10	565,480.00	
香港ドル建小計		株 50,600	-	香港ドル 1,921,285.00 (20,192,705円)	
シンガポール ドル		株	シンガポール ドル	シンガポール ドル	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	6,000	14.20	85,200.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	8,000	9.18	73,440.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	4,000	18.00	72,000.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LIMITED	3,000	7.97	23,910.00	
シンガポールドル建小計		株 21,000	-	シンガポール ドル 254,550.00 (16,349,746円)	
イスラエル シュケル		株	イスラエル シュケル	イスラエル シュケル	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	4,051	16.70	67,651.70	
イスラエルシュケル建小計		株 4,051	-	イスラエル シュケル 67,651.70 (1,515,398円)	
合計		株 1,121,900	-	円 1,137,826,734 (1,048,241,434)	

（注）外貨建株式の評価額の単価は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

（２）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

有価証券明細表注記

1. 小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の記載は、邦貨金額であります。（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘 柄 数	組入株式 時価比率	有価証券の合計額 に対する比率
米 ド ル	株 式 37銘柄	35.1%	35.8%
カ ナ ダ ド ル	株 式 12銘柄	9.3%	9.4%
ユ ー ロ	株 式 28銘柄	17.2%	17.5%
英 ポ ンド	株 式 7銘柄	10.2%	10.4%
ス イ ス フ ラ ン	株 式 4銘柄	4.5%	4.6%
スウェーデンクローナ	株 式 4銘柄	1.8%	1.8%
ノルウェークローネ	株 式 1銘柄	0.4%	0.4%
デンマーククローネ	株 式 1銘柄	0.3%	0.3%
オーストラリアドル	株 式 11銘柄	8.4%	8.6%
香 港 ド ル	株 式 5銘柄	1.7%	1.8%
シンガポールドル	株 式 4銘柄	1.4%	1.4%
イスラエルシェケル	株 式 1銘柄	0.1%	0.1%

（注1）組入株式時価比率は、純資産総額に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

（注2）有価証券の合計額に対する比率は、邦貨建有価証券評価額及び外貨建有価証券の邦貨換算評価額の合計に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成23年4月28日現在）

資産総額	4,043,549,470 円
負債総額	4,444,177 円
純資産総額（ - ）	4,039,105,293 円
発行済口数	2,730,739,000 口
1万口当たり純資産額（ / ）	14,791 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（1）投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等名簿

該当事項はありません。

（3）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（7）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

（8）質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a．資本金の額（平成23年4月末現在）

資本金の額 45億2,430万円

会社が発行する株式総数 3,000,000株

発行済株式総数 1,823,250株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

b．委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

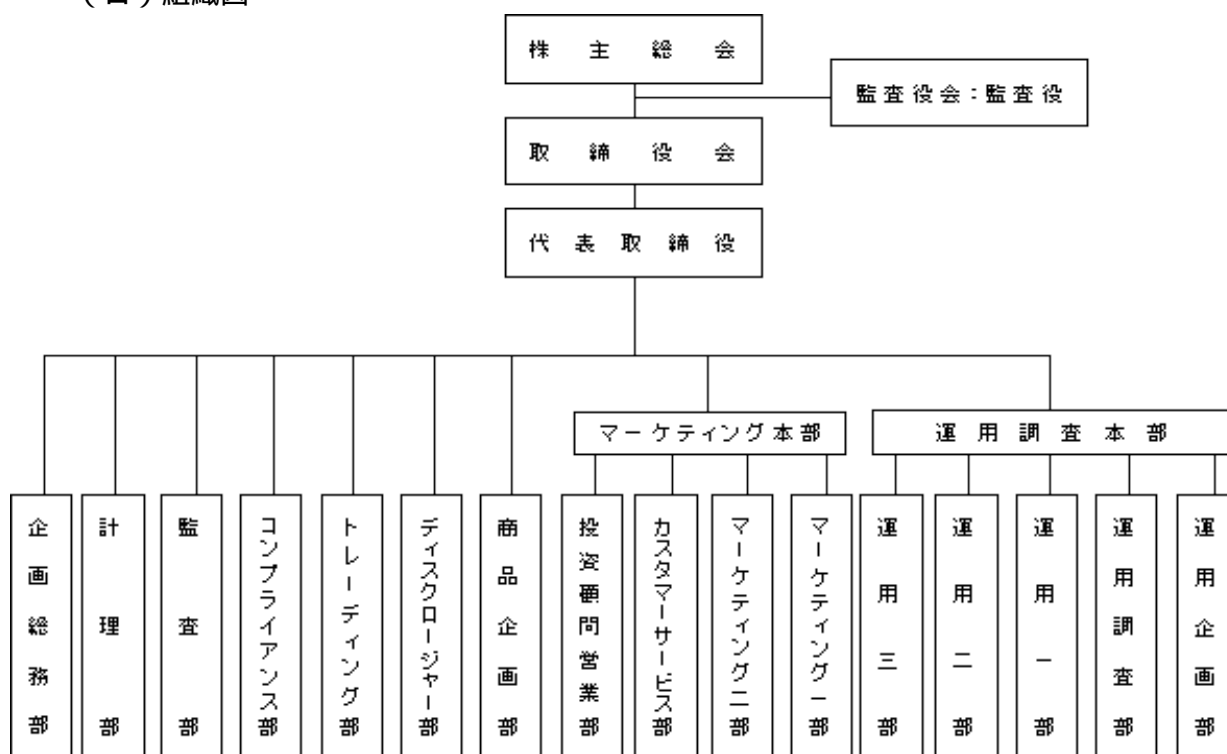
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

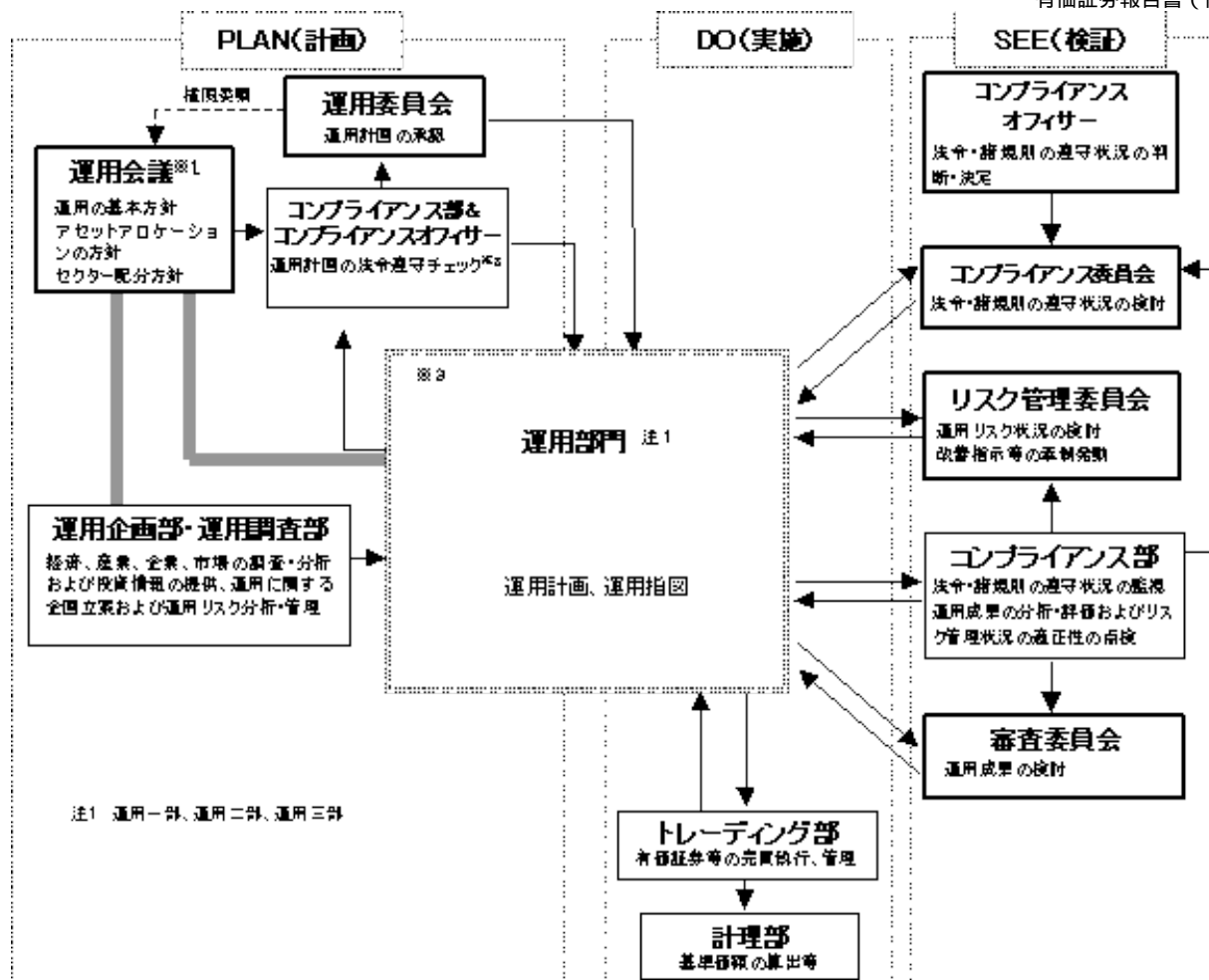
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

（ロ）組織図



（ハ）投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～三部)で構成されます。

※2 コンプライアンス部およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が所行します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年4月28日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成23年4月28日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	183	2,070,134
株式投資信託（合計）	154	1,640,420
単位型	2	7,470
追加型	152	1,632,950
公社債投資信託（合計）	29	429,713
単位型	2	934
追加型	27	428,779

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第51期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第51期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,375,054	8,121,107
有価証券	3,516,497	6,541,218
貯蔵品	4,913	4,821
前払金	24,431	45,671
前払費用	17,381	16,884
未収入金	4	96
未収委託者報酬	1,335,057	1,503,847
未収運用受託報酬	-	4,814
未収収益	33,303	30,417
繰延税金資産	138,637	169,661
流動資産合計	10,445,281	16,438,542
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 24,796	2 25,487
器具・備品（純額）	2 38,095	2 43,414
リース資産（純額）	2 13,067	2 7,465
有形固定資産合計	75,959	76,366
無形固定資産		
電話加入権	91	91
ソフトウェア	3 73,596	3 28,112
無形固定資産合計	73,688	28,203
投資その他の資産		
投資有価証券	11,880,034	5,913,628
関係会社株式	77,100	77,100
長期貸付金	31	-
長期前払費用	1,113	75
長期未収入金	12,000	4,800
長期差入保証金	109,547	118,123

長期繰延税金資産	12,320	66,752
前払年金費用	467,715	521,967
長期性預金	500,000	1,300,000
その他	27,500	22,000
投資その他の資産合計	13,087,362	8,024,447
固定資産合計	13,237,010	8,129,018
資産合計	23,682,292	24,567,560

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	12,900	13,619
リース債務	23,125	11,280
未払金		
未払収益分配金	1,186	968
未払償還金	61,755	29,105
未払手数料	1 714,037	1 797,625
その他未払金	115,791	207,650
未払金合計	892,771	1,035,350
未払費用	1 71,575	158,152
未払法人税等	449,865	524,492
賞与引当金	164,600	227,900
役員賞与引当金	24,200	29,600
流動負債合計	1,639,036	2,000,396
固定負債		
長期リース債務	16,722	8,870
退職給付引当金	171,861	163,241
役員退職慰労引当金	66,958	93,958
執行役員退職慰労引当金	112,916	123,916
固定負債合計	368,458	389,987
負債合計	2,007,495	2,390,383
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	12,118,000	12,118,000
繰越利益剰余金	2,024,119	2,646,588
利益剰余金合計	14,502,612	15,125,082
自己株式	6,074	6,827
株主資本合計	21,782,538	22,404,254
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	107,742	227,077
評価・換算差額等合計	107,742	227,077
純資産合計	21,674,796	22,177,176
負債純資産合計	23,682,292	24,567,560

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	10,140,218	13,707,658
運用受託報酬	-	7,734
営業収益合計	10,140,218	13,715,392
営業費用		
支払手数料	1 5,826,460	1 7,740,156
広告宣伝費	187,354	233,413
公告費	4,179	2,409
調査費		
調査費	242,434	236,790
委託調査費	257,308	628,364
図書費	6,518	6,246
調査費合計	506,260	871,401
委託計算費	272,725	305,544
営業雑経費		
通信費	34,774	35,855
印刷費	163,737	184,349
協会費	8,276	9,581
諸会費	3,179	2,846
その他	16,843	15,462
営業雑経費合計	226,811	248,095
営業費用合計	7,023,791	9,401,021
一般管理費		
給料		
役員報酬	2 91,000	2 92,400
給料・手当	1,065,538	1,163,225
賞与	152,422	196,708
給料合計	1,308,961	1,452,333
交際費	13,397	14,854
寄付金	5,017	4,189
旅費交通費	62,733	79,127
租税公課	35,175	39,168
不動産賃借料	195,056	202,024
賞与引当金繰入	164,600	227,900
役員賞与引当金繰入	24,200	29,600
役員退職慰労引当金繰入	26,583	27,000
退職給付費用	154,016	138,708
減価償却費	78,655	74,876
諸経費	331,667	401,431
一般管理費合計	2,400,064	2,691,215
営業利益	716,362	1,623,156

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	77,279	65,366
有価証券利息	74,885	54,422

受取利息	16,170	22,062
時効成立分配金・償還金	38,109	33,486
雑益	20,760	5,316
営業外収益合計	227,206	180,654
営業外費用		
支払利息	1,833	1,110
時効成立後支払分配金・償還金	4,940	1,617
雑損	1,979	924
営業外費用合計	8,753	3,652
経常利益	934,815	1,800,158
特別利益		
投資有価証券売却益	3,827	153,176
特別利益合計	3,827	153,176
特別損失		
固定資産除却損	3 335	3 6,253
投資有価証券売却損	3,060	78,650
投資有価証券評価損	-	17,772
ゴルフ会員権評価損	-	5,500
過年度減価償却費	41,013	-
本社移転費用	24,575	-
特別損失合計	68,983	108,176
税引前当期純利益	869,659	1,845,159
法人税、住民税及び事業税	4 472,673	4 734,171
法人税等調整額	106,678	3,586
法人税等合計	365,994	730,585
当期純利益	503,664	1,114,573

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	4,524,300	4,524,300
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,761,700	2,761,700
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	360,493	360,493
当期変動額		
当期変動額合計	-	-

当期末残高	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	12,118,000	12,118,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	12,118,000	12,118,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,012,604	2,024,119
当期変動額		
剰余金の配当	492,149	492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
当期変動額合計	11,514	622,469
当期末残高	2,024,119	2,646,588
利益剰余金合計		
前期末残高	14,491,097	14,502,612
当期変動額		
剰余金の配当	492,149	492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
当期変動額合計	11,514	622,469
当期末残高	14,502,612	15,125,082

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
自己株式		
前期末残高	4,616	6,074
当期変動額		
自己株式の取得	1,457	753
当期変動額合計	1,457	753
当期末残高	6,074	6,827
株主資本合計		
前期末残高	21,772,481	21,782,538
当期変動額		
剰余金の配当	492,149	492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
自己株式の取得	1,457	753
当期変動額合計	10,057	621,716
当期末残高	21,782,538	22,404,254
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	500,670	107,742
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）	392,928	119,335
当期変動額合計	392,928	119,335
当期末残高	107,742	227,077
純資産合計		

前期末残高	21,271,810	21,674,796
当期変動額		
剰余金の配当	492,149	492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
自己株式の取得	1,457	753
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	392,928	119,335
当期変動額合計	402,985	502,380
当期末残高	21,674,796	22,177,176

重要な会計方針

項目	前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
1．有価証券の評価基準 及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2)関係会社株式 総平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づ く時価法（評価差額は、全部純 資産直入法により処理し、売却 原価は、総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	(1)満期保有目的の債券 同左 (2)関係会社株式 同左 (3)その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2．固定資産の減価償却 の方法	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 定率法、但し、平成10年4月1日以降 に取得した建物（建物附属設備を除 く）については、定額法。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年 (2)無形固定資産 定額法。 なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間 （5年）に基づく定額法により償却し ております。	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 同左 (2)無形固定資産 同左

重要な会計方針

項目	前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
2．固定資産の減価償却 の方法	(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース 取引に係るリース資産	(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース 取引に係るリース資産

3. 引当金の計上基準	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 （会計方針の変更） 従来、リース資産の減価償却の方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しておりますが、平成21年5月7日に親会社合併による親会社の会計処理変更と統一を図るために、当事業年度から定率法に変更しております。 この変更により、前事業年度までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額41,013千円は特別損失として計上しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、リース資産は25,403千円減少し、営業利益及び経常利益は15,609千円増加し、税引前当期純利益は25,403千円減少しております。 (1)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。 _____ (1)賞与引当金 同左 (2)役員賞与引当金 同左
-------------	--	---

重要な会計方針

項目	前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
3. 引当金の計上基準	(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 （会計方針の変更）	(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 _____

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。 数理計算上の差異を翌期から償却するため、これによる営業損益、経常損益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 (5)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。	(4)役員退職慰労引当金 同左 (5)執行役員退職慰労引当金 同左 消費税等の会計処理 同左
----------------------------	---	---

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
—	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当期から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払手数料 563,753千円 未払費用 1,732千円 2. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 78,630千円 器具備品 333,552千円 リース資産 89,011千円 3. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 177,141千円	1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払手数料 639,627千円 2. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 60,723千円 器具備品 329,664千円 リース資産 98,457千円 3. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 202,238千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 4,620,554千円 2. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内 3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 335千円 4. 法人税、住民税及び事業税472,673千円のうち法人税は321,505千円、住民税は70,351千円、事業税80,816千円であります。	1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 6,121,248千円 2. 役員報酬の範囲額 同左 3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 建物 4,333千円 器具・備品 1,919千円 4. 法人税、住民税及び事業税734,171千円のうち法人税は500,839千円、住民税は107,473千円、事業税125,859千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	474	169	-	643

（変動事由の概要）

普通株式の自己株式の株式数の増加169株は、単元未満株式の買取による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	643	113	-	756

（変動事由の概要）

普通株式の自己株式の株式数の増加113株は、単元未満株式の買取による増加であります。

３．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通株式	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,002,371	550	平成23年3月31日	平成23年6月21日

（リース取引関係）

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、 ネットワーク機器他（器具備品）であります。 (2)リース資産の減価償却方法 重要な会計方針の「２．固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。	ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 同左 (2)リース資産の減価償却方法 同左

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的債券、その他有価証券（債券、投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、行っておりません。ただし、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的とする場合は、この限りではありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また企画総務部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、企画総務部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、企画総務部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、企画総務部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,375,054	5,375,054	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	4,945,411	4,975,340	29,928
其他有価証券	10,154,947	10,154,947	-
(3) 未収委託者報酬	1,335,057	1,335,057	-

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	373,273

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

（注）3．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	5,374,756	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	1,400,000	3,500,000	-	-
其他有価証券	2,100,000	1,937,150	53,185	-
(3) 未収委託者報酬	1,335,057	-	-	-

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融

商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的債券、その他有価証券（債券、投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、行っておりません。ただし、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的とする場合は、この限りではありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また企画総務部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、企画総務部長が毎月 of 定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、企画総務部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、企画総務部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	8,121,107	8,121,107	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	3,519,057	3,534,800	15,742
其他有価証券	8,686,616	8,686,616	-
(3) 未収委託者報酬	1,503,847	1,503,847	-
(4) 長期性預金	1,300,000	1,300,000	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、当期において、其他有価証券で時価のある投資信託について17,772千円減損処理を行っております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期性預金

長期性預金については、元利金の合計額を同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	326,273

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	8,120,113	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	2,000,000	1,500,000	-	-
其他有価証券	3,023,600	874,417	74,684	-
(3) 未収委託者報酬	1,503,847	-	-	-
(4) 長期性預金	-	1,300,000	-	-

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年3月31日)

1. 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	4,945,411	4,975,340	29,928
	(3) その他	-	-	-
	小計	4,945,411	4,975,340	29,928
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		4,945,411	4,975,340	29,928

2. 関係会社株式

関係会社株式(貸借対照表計上額 77,100千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	62,732	45,457	17,275
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	2,318,700	2,315,921	2,778
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,366,133	1,137,460	228,672
	小計	3,747,565	3,498,839	248,726
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	1,311,300	1,313,244	1,944
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,096,082	5,524,523	428,440
	小計	6,407,382	6,837,767	430,385
合計		10,154,947	10,336,606	181,659

（注）非上場株式（貸借対照表計上額296,173千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

４．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	14,200	2,705	3,060
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	132,566	10,599	8,149
合計	146,766	13,304	11,209

当事業年度（平成23年3月31日）

１．満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	3,519,057	3,534,800	15,742
	(3)その他	-	-	-
	小計	3,519,057	3,534,800	15,742
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		3,519,057	3,534,800	15,742

２．関係会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

３．その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	1,011,100	1,007,222	3,877
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,055,620	1,023,000	32,620
	小計	2,066,720	2,030,222	36,498

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	44,761	45,457	695
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	705,120	705,468	348
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,870,014	6,288,333	418,319
	小計	6,619,895	7,039,259	419,363
合計		8,686,616	9,069,481	382,865

（注）非上場株式（貸借対照表計上額249,173千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

４．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	98,200	51,200	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	3,377,773	104,121	80,775
合計	3,475,973	155,321	80,775

５．減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について17,772千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）及び当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

２．退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
(1)退職給付債務(千円)	863,276	923,938
(2)年金資産(千円)	891,335	940,384
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	28,058	16,445
(4)未認識数理計算上の差異(千円)	367,470	417,207
(5)未認識過去勤務債務(債務の減額)(千円)	99,674	74,927
(6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)(千円)	295,854	358,725
(7)前払年金費用(千円)	467,715	521,967
(8)退職給付引当金(6)-(7)(千円)	171,861	163,241

３．退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成21年4月1日	当事業年度 (自 平成22年4月1日
--	-----------------------	-----------------------

	至 平成22年3月31日)	至 平成23年3月31日)
(1)勤務費用（千円）（注1）	88,343	82,778
(2)利息費用（千円）	17,358	21,581
(3)期待運用収益（減算）（千円）	14,831	17,826
(4)数理計算上の差異の費用処理額（千円）	75,157	63,027
(5)過去勤務債務の費用処理額（千円）	24,747	24,747
(6)小計(1) + (2) - (3) + (4) + (5)（千円）	141,279	124,813
(7)その他（千円）（注2）	12,736	13,894
(8)退職給付費用(6) + (7)（千円）	154,016	138,708

（注）1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（前事業年度 24,086千円、当事業年度 23,250千円）については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2. 「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.5%	2.5%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
賞与引当金損金算入限度超過額 76,822	賞与引当金損金算入限度超過額 104,776
減価償却費限度超過額 9,711	減価償却費限度超過額 8,449
退職給付引当金損金算入限度超過額 115,876	退職給付引当金損金算入限度超過額 116,844
役員退職慰労引当金否認額 27,245	役員退職慰労引当金否認額 38,231
投資有価証券評価損否認 67,362	投資有価証券評価損否認 7,231
非上場株式評価損否認 32,458	非上場株式評価損否認 32,458
未払事業税否認 36,960	未払事業税否認 42,773
有価証券評価差額 73,917	有価証券評価差額 155,788
その他 49,290	その他 40,414
繰延税金資産小計 489,645	繰延税金資産小計 546,968
評価性引当額 143,338	評価性引当額 96,431
繰延税金資産合計 346,307	繰延税金資産合計 450,536
繰延税金負債	繰延税金負債
前払年金費用 190,313	前払年金費用 212,388
その他 5,036	その他 1,733
繰延税金負債合計 195,349	繰延税金負債合計 214,121
繰延税金資産の純額 150,957	繰延税金資産の純額 236,414
(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。
(千円)	(千円)
流動資産 - 繰延税金資産 138,637	流動資産 - 繰延税金資産 169,661
固定資産 - 長期繰延税金資産 12,320	固定資産 - 長期繰延税金資産 66,752

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 (%) 法定実効税率 40.69 (調整) 役員給与永久に損金算入されない項目 0.53 交際費等永久に損金算入されない項目 0.81 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 0.09 住民税均等割等 0.21 税効果未認識差異 2.54 その他 0.01 税効果会計適用後の法人税等の負担率 39.59
--	--

(セグメント情報等)

セグメント情報

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

関連当事者情報

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注3）	科目	期末残高（千円）（注3）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接76.70 間接7.04	当社設定の投資信託受益権の募集	債券等の現先取引（注1）	1,099,573	短期貸付金	-

						・販売 役員の兼任	当社設定の投資 信託受益権の募 集・販売に係る 代行手数料の支 払い（注２）	4,620,554	未払手 数料	563,753
--	--	--	--	--	--	--------------	--	-----------	-----------	---------

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）１．現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- ２．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円） （注３）	科目	期末残高 （千円） （注３）
同一の親会社を持つ会社	新光ビルディング株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借（注１）	148,802	長期差入保証金	99,186
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払（注２） ハウジングサービス料支払（注２）	44,184 16,824	その他未払金 その他未払金	3,866 1,472

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）１．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- ２．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（注）当社の親会社であった新光証券は、みずほ証券株式会社（旧みずほ証券株式会社）と、平成21年5月7日に合併し、商号をみずほ証券株式会社としております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注３）	科目	期末残高（千円）（注３）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	（被所有） 直接 76.70 間接 7.87	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	債券等の現先取引（注１） 当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い（注２）	999,719 6,121,248	短期貸付金 未払手数料	- 639,627

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）１．現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- ２．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子

会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円） （注３）	科目	期末残高 （千円） （注３）
同一の親 会社を持 つ会社	みずほ 証券プロ パティマ ジメント 株式会社 （注４）	東京都 中央区	4,110,000	不動産 賃貸業	直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の賃借 （注１）	160,641	長期差 入保証 金	107,916
同一の親 会社を持 つ会社	日本証券 テクノロ ジー株式 会社	東京都 中央区	228,000	情報サ ービス 業	なし	計算業務の 委託	計算委託料支払 （注２） ハウジングサー ビス料支払 （注２）	48,084 16,824	その他 未払金 その他 未払金	5,808 1,472

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）１．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- ２．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。
- ４．同一の親会社を持つ会社である新光ビルディング株式会社は、平成22年7月1日に、商号をみずほ証券プロパティマネジメント株式会社としております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
1株当たり純資産額 11,892円19銭 1株当たり当期純利益金額 276円33銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 12,168円58銭 1株当たり当期純利益金額 611円54銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１．1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 （平成22年3月31日）	当事業年度 （平成23年3月31日）
純資産の部の合計額（千円）	21,674,796	22,177,176
普通株式に係る純資産額（千円）	21,674,796	22,177,176
普通株式の発行済株式数（千株）	1,823	1,823
普通株式の自己株式数（千株）	0	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数（千株）	1,822	1,822

（注）２．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
損益計算書上の当期純利益（千円）	503,664	1,114,573
普通株式に係る当期純利益（千円）	503,664	1,114,573
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式の期中平均株式数（千株）	1,822	1,822

（重要な後発事象）

前事業年度	当事業年度
-------	-------

（自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	（自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません	同左

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 中央三井アセット信託銀行株式会社（「受託者」）

a．資本金の額

平成23年4月末現在、11,000百万円

b．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。
販売会社一覧表 (平成23年4月末現在)

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

大山日ノ丸証券株式会社	215	同上
三津井証券株式会社	558	同上
新和証券株式会社	780	同上

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- （１）委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- （２）投資信託財産の計算
- （３）その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- （１）募集・販売の取り扱い
- （２）受益者に対する一部解約事務
- （３）受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- （４）受益者に対する収益分配金の再投資
- （５）受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- （６）受益者に対する運用報告書の交付
- （７）所得税および地方税の源泉徴収
- （８）その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

- （１）みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。
- （２）委託者は、三津井証券株式会社の株式の5.7%を所有しています。
- （注）関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

- 名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- 業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券報告書	平成22年6月22日
有価証券報告書の訂正報告書	平成22年6月22日
半期報告書	平成22年12月21日

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

注記事項「追加情報」に記載されているとおり、会社は当事業年度より所有権移転外ファイナンス・リース資産の減価償却方法について定率法による方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ） 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月20日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年4月26日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新光金融リカバリー・ファンドの平成22年3月26日から平成23年3月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光金融リカバリー・ファンドの平成23年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年4月27日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新光金融リカバリー・ファンドの平成21年4月8日から平成22年3月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光金融リカバリー・ファンドの平成22年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)